

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

令和4年9月5日

【開催日】 令和4年9月5日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時10分～午後4時38分

【出席委員】

分科会長	長谷川 知 司	副分科会長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭	総務課長	河 田 圭 司
総務課課長補佐兼総務係長	奥 田 孝 則	総務課法制係長	竹 内 広 明
総務課統計係長	森 山 まゆみ	総務課総務係主任	田 島 正 秀
総務課秘書室長	村 田 浩	総務課危機管理室長	市 山 陽 介
消防課長	橋 本 俊 昭	消防課課長補佐	乾 博
消防課消防庶務係長	縄 田 良 弘	人事課長	古 屋 憲 太 郎
人事課課長補佐	福 田 智 之	人事課人事係長	藤 田 浩 子
人事課給与係長	室 本 祐	税務課長	矢 野 徹
税務課課長補佐兼固定資産税係長	桑 原 睦	税務課収納係長	永 谷 真 史
税務課収納係主任	村 田 直 美	税務課市民税係長	山 根 和 之
企画部長	和 西 禎 行	企画部次長兼情報管理課長	山 根 正 幸
企画課長兼PPP/PFI推進室長	工 藤 歩	企画課主幹兼デジタル推進室主幹	池 田 哲 也
企画課行政経営係長	福 田 淑 子	財政課長	山 本 玄
財政課主幹兼調整係長	別 府 隆 行	財政課財政係長	野 原 崇 史
財政課管財係長	磯 山 聡	財政課調整係主任	江 本 洋 治

情報管理課課長補佐	村 上 信 一	シティセールス課長	杉 山 洋 子
シティセールス課課長補佐	道 元 健太郎	シティセールス課広報係長	原 野 裕 美
デジタル推進室長	九 島 美 波	デジタル推進室室長補佐	佐 貫 政 彰
デジタル推進室主任	山 下 弘	大学推進室長	大 谷 剛 士
大学推進室副室長	高 橋 雅 彦	大学推進室主査	大 坪 政 通
大学推進室主任	尼 崎 幸 太	教育長	長谷川 裕
教育部長	藤 山 雅 之	教育総務課長	浅 川 縁
教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い	熊 野 貴 史	教育総務課総務係長	福 田 麻奈美
学校教育課長	長 友 義 彦	学校教育課主幹	佐 野 崇 幸
学校教育課主査	三 藤 恵 子	学校教育課学務係長	三 浦 泰 平
社会教育課長	船 林 康 則	社会教育課主幹	亀 田 由紀枝
山陽総合事務所長	篠 原 正 裕	地域活性化室主任	河 田 佳代子

【事務局出席者】

議会事務局次長	島 津 克 則	庶務調査係長	田 中 洋 子
---------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 議案第58号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について
（総務文教常任委員会所管分）
- 2 議案第48号 令和3年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について
（総務文教常任委員会所管分）

午前10時10分 開会

長谷川知司分科会長 おはようございます。ただいまから、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開催します。議案第58号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、最初に審査番号①、企画部からの説明を求めます。

山本財政課長 それでは、議案第58号令和4年度山陽小野田市一般会計補正

予算（第5回）の歳入のうち、一般財源につきまして御説明します。補正予算書の11ページ、12ページをお開きください。10款1項1目1節の地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収を補填するための交付金でございます。この度は、令和4年7月26日付で令和4年度の交付額が6,152万3,000円と決定されましたことから、当初予算額6,000万円との差額であります152万3,000円を増額いたしております。続いて、11款1項1目1節の地方交付税でございます。当初予算におきましては、普通交付税といたしまして、69億8,000万円を計上しておりましたが、今年度の算定を終え、令和4年7月26日付で交付額が71億7,137万7,000円と決定いたしましたことから、当初予算額との差額である1億9,137万7,000円を増額補正するものでございます。なお、今年度は、昨年度行われた追加算定を除いた当初算定ベースで比較いたしますと、基準財政需要額につきましては、生活保護費や社会福祉費などの減があるものの、大学関連経費や公債費の増などにより、対前年度0.5%増の163億137万7,000円となり、これに対しまして基準財政収入額につきましては、地方税収の増加が見込まれる中、対前年度3.7%増の87億5,868万8,000円となりました。また、今年度の普通交付税につきましては、当初予算に対しまして約1億9,000万円の増という結果となりましたが、これから御説明いたします臨時財政対策債への振替額が当初の想定を下回ったことが、この度のかい離の最も大きな要因となったものと考えております。続きまして、臨時財政対策債の補正につきまして、御説明いたします。15ページ、16ページをお開きください。ページ中の22款1項9目1節の臨時財政対策債につきましては、ただいま御説明いたしました普通交付税の算定の結果、臨時財政対策債への振替額が、3億7,166万円と決定いたしましたことから、当初予算額の6億1,000万円との差額となります2億3,834万円を減額するものであります。この臨時財政対策債は、国における普通交付税の原資不足を補うため、当該不足額に相当する額を振り替えて発行することができる交付税算入

率100%の地方債であり、普通交付税の一部とも言える特殊な地方債でございます。この度の補正では、臨時財政対策債は予算に対し2億3,834万円の減となった一方で、普通交付税は1億9,137万7,000円の増となっておりますが、これらにつきましては、本来一体のものでございますので、普通交付税に関連した実質的な歳入といたしましては、これらを合わせて考えまして、4,696万3,000円を減額補正するものと御理解いただけたらと思います。最後に、順番が前後いたしますが、財政調整基金繰入金について御説明いたします。13ページ、14ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金の減額補正につきましては、この度の補正の財源調整として行うものであり、2,031万2,000円を減額し、収支の調整を図るものです。なお、この度の補正によりまして、財政調整基金の令和4年度末の予算上の残高は、33億86万5,000円となります。一般財源に係る説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司分科会長 最後の残高をもう1回言ってください。

山本財政課長 33億86万5,000円となります。

長谷川知司分科会長 執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。歳入に関する質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、歳出に係る説明に行きます。最初にデジタル推進室、お願いします。

九島デジタル推進室長 デジタル推進室デジタルデバインド対策事業について御説明いたします。デジタル化の進展により、今後も各種手続、買物、SNSによる地域参加等、生活の様々な面でデジタルサービスの導入が進むと考えています。また、ガラケーについては、2026年3月までにはサービスが終了し、スマートフォンを持つ高齢者等が更に増えることが予想されます。しかし、スマートフォンに興味はあるが、どう使って

いいのか分からない、使うのが不安だという方もいらっしゃいます。この事業は、デジタル活用に不安のある高齢者等市民を対象に、インターネットの使い方、LINE、SNSの使い方を教える講座、いわゆるスマホ教室を開催するもので、スマートフォンやアプリ等の使用方法、オンラインによる行政手続、サービスの利用方法に対する助言、相談を行い、デジタル機器利用への不安を解消することを目的としています。昨年度は、携帯ショップを運営する民間事業者が、国の補助金を活用して行うスマホ教室に対して、市が参加募集や場所の提供等の面で協力する形で開催しました。今年度も、昨年同様に国の補助金を活用してスマホ教室を開催したいと考えていたのですが、補助金の運営事務局と事業者との間で調整がうまくいかず、補助金を使うことができなくなりました。市としては、今後更にデジタル化が進むことを考えると、デジタル技術を活用した市民のQOL（生活の質）向上、誰一人として取り残されることなく、情報格差のない地域社会の実現を目指す観点から、スマホ教室を開催するデジタルデバインド対策事業について、この度、補正予算を計上させていただきました。スマホ教室の概要については、資料を御覧ください。12月から2月の間に全ての地域交流センター11会場で開催する予定です。定員は、各会場20名までと考えています。スマホ教室の内容ですが、①インターネットの利用方法、②マイナンバーカードの申請方法、マイナポイントの予約・申込方法、③SNS、コミュニケーションアプリ、LINEの利用方法、④その他、自由相談などを想定しますが、事業者と相談しながら、対象者の利用実態に沿った内容にしたいと考えています。実施方法ですが、スマホ教室の開催に実績がある事業者を対象にプロポーザル方式で公募し、選定の上、講師の派遣、教材の作成等を委託します。予算については、予算書の17、18ページをお開きください。9目企画費、12節委託料、講師派遣業務委託料を150万円計上しています。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司分科会長 では、企画課から、続けてお願いします。

工藤企画課長 それでは、企画課から起債による歳入の補正予算、あわせて財源充当する歳出補正予算について御説明いたします。一般会計補正予算書15、16ページをお開きください。22款市債、1項市債、1目総務債、1節総務管理債として、商工センター除却事業債1億1,610万円の歳入を計上しております。こちらの歳入は、本年5月臨時会において補正予算を議決していただいております、商工センター解体事業負担金1億2,903万円について、起債の対象となることの確認が取れたことから、5月時点では一般財源のみをもって予算化していたところ、改めて財源充当を行うものです。起債の充当率は、事業費の90%となっています。充当先につきましては、補正予算書17ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費として、特定財源のうち市債の項目に、充当財源となる1億1,610万円を計上しています。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司分科会長 続きまして、シティセールス課から説明をお願いします。

杉山シティセールス課長 シティセールス課です。補正予算書の6ページをお開きください。この度の補正は、広報紙編集用機器リース事業における債務負担行為を追加するものです。事業の全体期間は、令和4年度から令和9年度まで、限度額は681万3,000円です。この補正において、今年度は予算の支出はなく、令和5年度に広報紙編集用機器をリースで導入するための準備を行います。本事業の具体的内容を御説明しますので、配付資料「広報紙編集用機器リース事業のスケジュール及び内容について」を御覧ください。まず、1、現在使用している広報紙編集用機器の契約内容について、御説明します。広報紙の編集は、広報紙編集用作業専用のパソコンとソフトウェアを使用して行っており、これらはリースにより導入しています。現在使用しているパソコン等のリース期間は平成30年7月から令和4年6月末までの4年契約であったため、新規契約に向けて令和4年4月から入札の手続を進めてきました。しか

し、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢により世界的にパソコンの供給が不足し、3か月という短い期間では納入業者がパソコンを調達できないとの理由から入札に至りませんでした。よって、令和4年7月から令和5年6月末までは1年間の再リース契約を締結している状況です。次に、令和5年7月以降のパソコン等のリース導入につきましては、2、更新契約までのスケジュール（予定）を御覧ください。令和4年3月時点、すなわち当初予算時点の案を変更し、現在のパソコンの供給状況等を考慮し、右側太枠でお示ししているスケジュールで、導入を進めたいと考えています。この変更案の検討に当たり、納入業者からヒアリングしたところ、パソコンの調達期間に半年から9か月程度は必要との回答を得ました。よって、最長となる9か月間を調達期間として確保し、パソコンの更新時期である令和5年7月から逆算すると、今年11月に入札を行う必要があるため、この度の債務負担行為の補正をお願いするものです。次に、3、新規の契約内容（予定）について、御説明します。契約期間は令和5年7月1日から令和9年6月30日までの48か月、4年間を予定しています。この期間の設定については、パソコンと併せて導入するソフトウェアのパッケージが4年間となっているため、契約期間を4年間としています。賃貸借料については、見積りを基に年額170万2,800円としています。また、賃貸借の内容については、現在と同様に、パソコン5台とソフトウェアを導入する予定です。以上の事業内容を踏まえ、債務負担行為については、事業全体期間を令和4年度から令和9年度までとしています。限度額の内訳については、令和4年度は、入札のみ実施するため、支出金額は発生しません。令和5年度については7月以降の9か月分として127万8,000円、令和6年度から令和7年度はそれぞれ12か月分の170万3,000円、最終年度の令和9年度は6月までの3か月分として42万6,000円、以上の合計681万3,000円としています。今回、議決していただけたら速やかに入札を執行し、十分な納入期間を確保して、令和5年7月にパソコンを更新したいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司分科会長 企画部からの説明が終わりました。それでは質疑に移りますが、最初にデジタル推進室についての質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 高齢者等のスマートフォンの利用促進のために講習会を行っているというお話でしたが、高齢者というのは、大体何歳から何歳ぐらいまでの方が参加されてたのか、また、各センターで人数は20名と書いてありましたが、過去に大体どのぐらいの方が参加されたのか、お尋ねします。

九島デジタル推進室長 昨年実施しましたが、アンケートなどは取りませんでしたので、大体の私が見たところと言うと、平日の10時ぐらいから開催するところに参加されるということから、やはり50歳から65歳がスタートで、高齢の方になると75歳ぐらいまでの方が参加されていたかと思っております。

古豊和恵委員 各センターの参加率というのは、大体どのぐらいだったんでしょうか。

九島デジタル推進室長 延べ人数で申しますと、去年は8公民館で583名の方が御参加になりました。例えば、マイナンバーカードの申請の会などは、既にお持ちの方は、その会は参加されなかったという形になっておりますので、参加率、ごめんなさい、参加率というのは……

長谷川知司分科会長 定員に対する参加です。

古豊和恵委員 やはり参加率の高い施設もあるでしょうし、参加率の低いところもあると思うんですけれども、大体どのぐらい参加率というか、定員20名に対してどのぐらいの方が参加されているのかなというのをお尋ねしたんです。

九島デジタル推進室長 参加率というところで、データは取っていないんですけども、申込者数が158人に対して、先ほど申しあげました延べ人数583名という形になります。4回、5回が1セットになっていて、同じ方が同じその5回を受けるという形になっております。

佐貫デジタル推進室室長補佐 ちょっと補足させていただきます。8公民館で実施したと先ほど申しあげましたが、一応定員が20名で、基本的には、どこの公民館もほぼ20人の方が参加されています。

伊場勇委員 説明の中で、補助金が使えなくなったということですが、言える範囲で、その理由は何ですか。

佐貫デジタル推進室室長補佐 昨年同様に、同じ事業者の方に、国に対して補助金を申請させていただきました。補助金の申請はしたんですが、事務局と調整する中で、実績の際の提出書類等で、事業者としては提出が困難な書類の提出を求められて、対応がちょっと難しいということになりましたので、申請を断念することになりました。

伊場勇委員 頼まれる講師、事業者については、近隣市でも、宇部市は宇部市内の団体を使われているので、そういうところは、もし市内であれば、なるべく使ってほしい。また、そうじゃない、その講師とか以外のところでも、別にその団体が自分らの事業としてやっていただいたりとかするわけじゃないですか。だからこう一発で終わって、単年度で終わるんじゃなくて、やっぱり自走してもらわないといけないと思うんで、市ばかりがお金を出してやるよりも、そういった取組の方向性も考えながら、今回算定するんですか。その辺いかがですか。

佐貫デジタル推進室室長補佐 一応、デジタル推進室としては、来年度以降も継続していきたいと考えています。また、この事業に関しては、やはり

4回程度の開催を考えていますので、その中ではやっぱりちょっと物足りないという方もいらっしゃると思います。そういう方たちが、一般の携帯ショップ等に行って、相談できるように、できれば近くの業者に、プロポーザルの応募をしていただきたいと思います。

長谷川知司分科会長 近くというのは市内ということですか。ちょっと確認します。

佐貫デジタル推進室室長補佐 市内に限定すると業者数も限られると思いますので、県内とか、その辺はまた考えていきたいと思います。

前田浩司委員 資料の中身の日程の欄に、各センター同じ曜日、時間帯と記述があるんですけども、意図するものが何かあるのでしょうか。

九島デジタル推進室長 スマホ教室は4回あるんですけども、これは全部申し込んだ同じ方が4回セットで受講していただくので、例えば月曜日の10時からと決まった曜日、決まったお時間、決まった場所で参加していただくほうが、スケジュール等もしやすいと考えて、今このような内容で検討しております。

前田浩司委員 私の聞き方が悪かったかもしれませんが、一律に同じ日にやるのではなくて、各センターで日にちは違うけれども、曜日ないしは同じ時間帯を利用する設定になっていると認識してよろしいでしょうか。

長谷川知司分科会長 A公民館であれば、同じ曜日、時間ということですね。B公民館であれば、また違うかもしれんけど、同じ本人さんということですね。

九島デジタル推進室長 そうですね。業者が1社しかおりませんので、その方々の都合が、同時に開催することが難しいものですから、この公民館は午

前中とか、何曜日の午前中とか、ここは午後という形で、内容を検討しているところです。

前田浩司委員 私の認識不足で申し訳ないです。いわゆる各公民館での曜日は、同じ曜日、若しくは時間帯は同じですよという認識で、別々の公民館で全て同じ曜日にするというわけではなくて、公民館単位で、同じ曜日ないしは時間帯という認識ですか。

九島デジタル推進室長 そのような御理解で結構です。

岡山明委員 ちょっと話が変わるんですけど、今回は補正予算ですよ。今回頂いた決算審査資料の中にデジタル推進事業とあるんですけど、本来であれば、これは当初予算の中に出てこないとやっぱりおかしいでしょ。この事務事業評価シートを見ても、これは令和3年度からずっと継続していて、昨年度は8会場でやっという状況がありますよね。そうすると、当然、予算書の中にそれが出てこないといけんのに、よく見たらこれは第5回補正になっている。これはいかがなものかな。なぜ、最初の時点で予算に組み立てられていないのか。その辺の事情がよく分からないです。なぜ補正になっているのか、最初の予算で出てこないとおかしいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

長谷川知司分科会長 これは当初予算でやるのが本当じゃないかということですか。

岡山明委員 当初予算でなぜ出ていなかったかということをお願いします。

佐貫デジタル推進室室長補佐 昨年度は、事業者が国に補助金を申請して、事業者が主体でスマホ教室を行いました。市は、それに対して、参加の募集とか施設の貸出しとかで協力したので、基本的には市では予算化しておらず、事業者がお金を出してやるという形になっています。今年度も

同様のやり方を考えていたんですが、事業者が国の補助金を申請することが難しくなった。とはいえ、市としては、スマホ教室を開催したいという思いがありましたので、この度補正予算を計上させていただいたという経緯があります。

岡山明委員 ちょっと理解し難いということで、結局昨年8回、国の支援の下で行ったが、今回は、国からの支援ではなく、市が継続を兼ねて独自でやりましょう、市の予算を使うということで補正が出たということではないんですか。

佐貫デジタル推進室室長補佐 はい、そのとおりです。

長谷川知司分科会長 ほかにはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、デジタル推進室を終わりました、次に、商工センター除却事業債について、企画課に何か質疑はありますか。

岡山明委員 広報紙、そういうリースの件という状況なんですけど、これは他市で、延長するというかリースの延長という、そういう形を……

長谷川知司分科会長 今は商工センターです。では、次に行きましょう。シティセールス課に行きます。

岡山明委員 広報紙の分でリースの延長ということになっとるんですけど、これは他市も同じような感じで、そういう機材がなかなか入らないという状況で、他市もそういうリースの延長というのは、結構あるんですか。

原野シティセールス課広報係長 この度のパソコンの供給状況については、他市、近隣の市町にお聞きしておりますが、たまたまパソコンの更新時期に当たらなかったということで、他市町では供給できなかったというようなことは聞いておりません。

岡山明委員 この度は、関与するパソコン5台の更新ができるということでの再延長ということですか。

原野シティセールス課広報係長 はい、そのとおりです。

伊場勇委員 3番の新規の契約内容について、年額が大分上がっていますし、物価高騰があるかと思いますが、ソフトウェア金額とかも上がっているんですか。分かる範囲でいいので、内訳を教えてください。

原野シティセールス課広報係長 金額については、パソコンのスペック、それから、ソフトウェアのバージョンが上がることで、また保守の部分で金額が高くなっているようです。ただ、あくまでも参考見積りの金額になりますので、実際の金額の決定は、入札により行うものとなります。

長谷川知司分科会長 いいですか。ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今見ますと大体倍ぐらいになつてくるんですが、これは、今後、入札で金額が変わってくると理解していいわけですね。

原野シティセールス課広報係長 はい、そのとおりです。

長谷川知司分科会長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、企画部全体の質疑を終わります。では、ここで休憩を取りまして、10時50分まで休憩したいと思います。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

長谷川知司分科会長 では、休憩を解きまして分科会を再開します。審査番号

②、総務部、大学推進室の説明を受けます。最初に、総務課から願います。

河田総務課長 それでは、総務課分について御説明します。補正予算書の17、18ページをお開きください。歳出の2款1項1目一般管理費、14節工事請負費の補正146万円は、道路案内標識の撤去に要する工事費用となります。この案内標識につきましては、位置図と現場写真を資料としてお手元に配付しておりますので、御参照いただければと思います。これは、令和4年8月に県道小野田山陽線のうち、日の出地内、長田屋川交差点から^{くし}掃山跨線橋の南側の交差点までの間について、県が県道拡幅工事を行うことになりましたが、当該工事箇所^{くし}に本市が大型案内標識を設置しており、道路拡幅の支障となることから、標識の移設又は撤去を県より求められたものです。県道拡幅工事の工期に合わせて今年の12月末までに大型案内標識の撤去を終える必要があり、早急^{くし}に実施する必要が生じたことから、この度必要となる予算を措置するため、補正をさせていただくものです。続きまして、14目防災費、12節委託料の補正500万円は、災害応急工事委託料を増額するものです。この災害応急工事委託料は、今年度の当初予算において220万円を措置しておりましたが、7月の大雨災害により予算額を大幅に超える災害応急工事が発生したため、当初予算に加えて、これまで予備費から2,112万6,050円を充用することで対応しております。今後台風シーズンを迎える中で、万一災害が発生した場合においても迅速に^{くし}応急対応を行うことができるよう、必要となる予算を措置するため、補正をさせていただくものです。総務課からの御説明は、以上となります。

長谷川知司分科会長 では、次に大学推進室、願います。

大谷大学推進室長 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）の大学関係分につきまして御説明いたします。まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書17ページ、18ページを御覧ください。この度

の補正は、令和4年度の普通交付税額が決定したことによるものと公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学からの納付金を受け入れることに伴うもので、2款総務費、7項大学費、1目大学費につきまして、補正前の額19億7,995万6,000円を4,221万4,000円増額し、補正後の額を20億2,217万円とするもので、24節積立金、公立大学法人運営基金積立金を4,221万4,000円増額するものでございます。また、補正額の財源内訳につきましても、特定財源、その他を306万1,000円増額するもので、その内訳は繰入金を301万1,000円、諸収入を5万円増額するものであり、一般財源は、3,915万3,000円増額するものでございます。この特定財源、その他、繰入金及び諸収入の増額につきましても、歳入関係となりますので、続いて歳入につきましても御説明いたします。補正予算書13ページ、14ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、9目公立大学法人運営基金繰入金につきましても、補正前の額4,946万6,000円を301万1,000円増額し、補正後の額を5,247万7,000円とするもので、1節公立大学法人運営基金繰入金、公立大学法人運営基金繰入金を301万1,000円増額するものでございます。同じく13ページ、14ページの21款諸収入、4項雑入、3目雑入につきましても、補正前の額5億9,754万4,000円を1,230万5,000円増額し、補正後の額を6億984万9,000円とするもののうち、大学分は2節総務費雑入、公立大学法人納付金を5万円増額するものでございます。それでは、補正の内容につきましても御説明いたしますので、本日、お手元に配付しております9月補正参考資料①を御覧ください。本資料は、令和4年度に大学分として措置される普通交付税額とその用途及び措置される普通交付税を大学関連事業に充当した後の余剰又は不足に対する公立大学法人運営基金への積立て又は公立大学法人運営基金からの繰入れについてお示ししております。資料の左側の表が当初予算、右側の表がこの度の9月補正の補正後の予算、そして、右側の補正後予算の右端に補正後予算から当初予算を差し引いた差額、当初予算からの増減を記載しており、左右それぞれの上段の表

は、令和4年度の大学分として措置される普通交付税額について記載しております。大学分としての普通交付税は、学生1人当たりの交付額に学生数を乗じて算出される運営費分と、令和2年度から始まりました国の高等教育無償化に伴う授業料等減免分が措置されます。左側の当初予算では、運営費分は工学部と薬学部の合計額を㉔23億1,330万円、授業料等減免分を㉕9,270万3,000円として、その合計額㉖24億600万3,000円が措置されるものとして算定しておりましたところ、実際に措置されます普通交付税額は、右側の表になります。運営費分は工学部と薬学部の合計額㉔23億1,089万4,000円となり、当初予算と比べ240万6,000円の減額となります。また、授業料等減免分は㉕1億3,426万1,000円となり、こちらは当初予算から4,155万8,000円の増額となりますので、普通交付税措置額の合計額は㉖24億4,515万5,000円となり、当初予算から3,915万2,000円の増額となります。そして、措置される普通交付税は、下向き矢印の左の表、施設整備事業と右の表、その他大学事業の財源に充当いたします。施設整備事業では、グラウンド、駐車場及びテニスコートの整備に対する施設整備補助金などの大学校舎建設事業費のうち地方債の充当額を差し引いた一般財源相当額と薬学部校舎建設等の公債費の財源とし、その他大学事業では、運営費交付金や授業料等減免補助金など施設整備事業を除く大学関連経費の財源といたします。大学分として措置される普通交付税の施設整備事業への充当額は、措置される普通交付税の一定割合とすることを公立化以来のルールとして運用しており、令和2年度までは工学部、薬学部ともにそれぞれに措置される普通交付税の2割を充てることとしておりましたが、令和3年度から薬学部校舎建設等に係る地方債の元利償還が本格化することから、工学部は2割、薬学部は4割として施設整備事業に充てることとしております。左側の当初予算では、工学部2割、薬学部4割の合計㉗普通交付税充当額は6億6,384万7,000円であったところ、実際に措置される普通交付税額で算定した右側の表では、工学部2割、薬学部4割の合計㉗普通交付税充当額は6億6,083万6,000円となり、

当初予算から301万1,000円の減額となります。そして、この減額分ほど一般財源への充当額が不足することになりますので、その不足分を補うために公立大学法人運営基金からの繰入金を301万1,000円増額いたします。次にその他大学事業への普通交付税の充当額は、普通交付税措置額の合計から施設整備事業への充当額を差し引いた額になりますので、右側の補正後の表における、その他大学事業の⑦普通交付税充当額は、普通交付税措置額の合計①24億4,515万5,000円から施設整備事業への充当額①6億6,083万6,000円を差し引いた17億8,431万9,000円となり、当初予算から4,216万3,000円の増額となります。そして、この増額分ほど充当する普通交付税の余剰額が増額することになりますので、公立大学法人運営基金への積立金を4,216万3,000円増額いたします。また、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が市に納付されます公立大学法人納付金5万1,000円を公立大学法人運営基金に積み立てますので、公立大学法人運営基金積立金の増加額は、4,221万4,000円となります。次に公立大学法人納付金について御説明いたしますので、参考資料②を御覧ください。当該納付金は、地方独立行政法人法の規定によるもので、同法第40条第4項において、地方独立行政法人は、中期目標期間終了時に積立金があるときは、設立団体の長の承認を受けた金額を次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができることとされており、また、同法第40条5項において、地方独立行政法人は、前項に規定する承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余を設立団体に納付しなければならないとされております。山口東京理科大学におきましては、公立化した平成28年4月1日から令和4年3月31日までの6年間を目標期間とする第1期中期目標期間が終了いたしましたので、当該規定による手続を行ったところでございます。第1期中期目標期間終了時における公立大学法人の積立金の残高は、11億9,576万9,883円で、そのうち11億9,571万9,686円を令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間を目標期間とする第2期中期目標期間の業務の財源に充てるものとし

て公立大学法人から申請があり、市は当該申請額での繰越しを承認いたしました。また、積立金の残余となる5万197円につきましては、公立大学法人が市に納付されますので、歳入として公立大学法人納付金5万197円を受け入れ、それを特定財源として歳出において同額を公立大学法人運営基金に積み立てるものになります。なお、市への納付額5万197円につきましては、退職手当の財源として使途を特定して市が公立大学法人に交付した特別運営費交付金のうち、支出することなく積立金に積み立てられたものでございます。第2期中期目標期間に繰り越しました積立金を財源に充当する予定の事業につきましては、公立大学法人が策定された第2期中期計画におきまして、積立金の使途を「教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。」と定められており、第2期中期目標期間へ繰り越した積立金は、多目的文化施設整備事業、研究機器センター機器更新事業、工学部新校舎整備事業の財源に充てられる予定でございます。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司分科会長　ただいま、執行部からの説明が終わりました。質疑については一つずつお伺いします。最初に、総務課の説明について質疑をお受けします。

伊場勇委員　看板の撤去については、道を拡幅するので県からの要請ということなのですが、県からの要請で市がお金を払わなきゃいけないのかなと純粋に思ったんですけど、その辺どういう解釈なんでしょうか。

河田総務課長　こちらの道路標識ですけれども、県の所有する県道に市が設置させていただいておるものです。うちの持ち物ですので、撤去の費用につきましても、市の負担となっております。

伊場勇委員　必要であるからこういう看板があるわけですが、撤去するに当たって、なくなったときの対処とかはどうするんですか。

河田総務課長　今回は年内にということで、取り急ぎ撤去しますけれども、現場の写真を御覧いただきますと、この標識の内容につきましても若干もう内容が古かったり、県道の小野田湾岸道路の新有帆大橋が完成しております、経路につきましても検討しなければならないという状況にあたりします。市内の施設の案内標識につきましては、市全体で再度検討する必要があるというところを課題として捉えております。市のシティセールス推進本部会議の中で、全体的にどうするかというところを検討しておるところですので、この度はこちらの物件につきましては撤去ということで、他の物件等も併せて、今後、市全体で検討してまいります。

伊場勇委員　道路が拡幅されて、完成するのはいつ頃なのでしょう。分かる範囲でいいです。

河田総務課長　全体の完成時期は、未定と伺っております。

笹木慶之委員　災害応急工事委託料、防災関係についてお尋ねしますが、総務課が持つておる工事費の施工基準について、どういう基準に基づいて予算が執行されるのか教えてください。

河田総務課長　総務課が所管しております災害応急の基準ですけれども、こちらは応急というところですので、恒久的な安全ですとか機能回復を目的とはしておりません、自然災害の発生によりまして、市民の方々の身体、生命に対する差し迫った危険といったものを除去するために、応急的に行うということで規定しておりまして、総務課から関係する部署に執行の委任を行うという形で対応しております。

笹木慶之委員　そうしますと、応急手当てですから、取りあえずのことをしたわけですね。抜本的な改修については、連携はどうなっているんでし

ようか。

河田総務課長 応急ですので、抜本的な本格的な復旧ということに関しましては、例えば道路の関係でしたら土木課、農業施設等につきましても、農林水産課で、それぞれ検討いただくこととなるかと思えます。ただ、応急ということで、一部に私有地に対する応急も行うことがありますので、そちらにつきましても、市としましてはあくまで応急になりますので、その後につきましても、やはり土木課、農林水産課が持っております小規模土木ですとか、小規模土地改良事業とかといったものを活用していただきながら、御対応いただくと考えております。

笹木慶之委員 もう1件関連してお尋ねしますが、応急工事で行った箇所が、その機能をまた損なうという状態が起こったときには、またこの応急手当てで実施するという事なんでしょうか。

河田総務課長 応急ですので、できるだけ速やかに本復旧が理想ですが、やはり一部には、特に私有地などではなかなか難しいところがありまして、応急の対応のまま、次の災害でまた被害に遭うという事例もあります。そういった状況につきましても、やはり緊急、差し迫った対応というところで応急の対応をすることもあります。

笹木慶之委員 あわせて、最後にもう1点お尋ねしますが、今回の補正予算に関連して、件数はどのくらいあるんでしょうか。

河田総務課長 7月と8月の災害についてですけれども、7月8日、9日の大雨に関するものにつきましては9件ありました。一番大きかった7月18日から19日にかけての大雨被害につきましては、60件となっております。そのほかにも、4月ですとか8月とかにも1件ずつ、小規模なものですけれども対応した事例があります。

伊場勇委員 災害応急ということなので、スピード感が非常に大事な事業で、工事委託料と書いていますけども、実際は市の職員の方が土のうを持っていったりとか、ビニールシートを張ったりとかされていることが多いかと思われるんですが、応急が必要だというのは、どう判断されて、このお金を使うということになるんですか。

河田総務課長 やはり道路や農地を担当しております部署と総務課で協議しまして、必要性等を判断した上で、それぞれの課に執行を委任するという形を取っております。委員から御質問がありました職員が持っていくという案件ですけれども、市道の管理上、必要な場合には、維持作業ということで職員が対応するという案件もあります。

宮本政志副分科会長 今のこの災害応急は、市内業者が入っていくんですか。

河田総務課長 基本的には緊急性がありますので、随意契約をすることが多いですけれども、やはり地元の実情を御存じの地元の業者をお願いすることがほとんどです。

宮本政志副委員長 市は、そういう工事業者と災害協定か何かを結んでいらっしゃるんですか。

河田総務課長 災害協定を結ばせていただいている業者もおります。災害時に対応いただくというところなんですけれども、あくまで災害が発生時に、緊急的な対応ということですので、工事に入りますと、それぞれ工事の契約を締結させていただいてという対応をいたしております。

宮本政志副委員長 ならば、別に災害協定を結んでいる業者を優先してうんぬんじゃなくて、先ほどおっしゃったように、緊急に対応できるところ、それから地域に詳しくて迅速にと、その辺は担当課で協議して判断してやっているということですか。それは、災害協定を結んだところからク

レームはないですか、大丈夫ですか。

河田総務課長 先ほど御説明差し上げましたとおり、地元の業者となっております。まして、災害の協定を結ばせていただいております業者からも、工事以外にも、先ほど市の職員が市道に土のうというお話もありましたけれども、そういった実作業に御協力いただくといった内容も協定に含まれており、工事だけではありませんので、様々な面で御協力いただくことがあろうかと思えますし、その工事の請負に関しまして、クレームといったことも特にありません。

長谷川知司分科会長 ちょっと確認します。今の応急なんですが、あくまでも応急だから必要最小限ということで理解していいわけですね。

河田総務課長 お見込みのとおりです。

長谷川知司分科会長 それともう一つ、先ほどの工事請負費の標識撤去なんですが、この部材はどうされるんですか。結構立派な部材なんですが。

河田総務課長 部材については、例えば移設等で、短期間で同じ場所、あるいは類似の場所に設置できるものでしたら、流用も当然検討すべきですけれども、拡幅に伴いまして、歩道から車の通る上に掲出することになりますと、長さや構造等もちょっと変えていかないといけないというところがありますし、標識を平成14年度に設置を行っておることもあります。大変もったいないという御指摘もあろうかと思うんですけれども、この度は撤去した上で解体処分を検討しておるところです。

長谷川知司分科会長 有価処分ですか、それとも解体して、もう自由処分なんですか。そこを確認します。

河田総務課長 有価処分という形で検討しております。

長谷川知司分科会長 はい、ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、大学推進室に移りたいと思います。大学推進室への質疑をお願いします。

笹木慶之委員 参考資料の①が分かりやすいので、これでお尋ねします。運営費分が、当初予算から2,040万6,000円減額になっています。この中を見てもみますと、工学部と薬学部それぞれの1人当たりの単価が下がったり上がったりしているんですね。この単価というのはいつ分かるんですか。

大坪大学推進室主査 交付税単価につきましては、7月にこちらにアナウンスがあります。

笹木慶之委員 私が思ったのは、新年度予算を組むに当たって、地方財政計画が示されるから、その時点でこういう単価が示されるのかなと思ったけど、7月で決まるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、もう1点は、授業料免除の減免分が4,155万8,000円増えているんですよ。かなりの人数が増えているということですが、これの予算時の考え方とのそごについては、どのようにお考えですか。

大坪大学推進室主査 当初予算の9,270万3,000円につきましては、歳出の授業料減免補助金の最初の額と同額を計上しております。国からは、減免に関わる経費については、100%措置しますというアナウンスはありますが、額については、特に算出方法がありませんので、歳出に数字を合わせた歳入ということで予算を計上させていただいております。実際の交付税措置額につきましては、令和3年度の減免実績に係数が掛けられて算出されておまして、この額となっておりますので、その差額がちょっと大きくあったというところです。

笹木慶之委員　そういう計算根拠であれば、毎年こうなるということですね。

大坪大学推進室主査　そうですね。今のところ、まだ、これが令和2年度から始まった制度で、毎年掛けられる係数とかが変わっていますので、予算時には正確なものちょっと出ないかなと考えております。

笹木慶之委員　単純に考えると70人分ぐらいなんですよ。人数的に学費で割ってみると。だから、かなりウエートの大きな金額になるなと思ったんですが、分かりました。

伊場勇委員　資料②の基金のことなんですけども、第2期中期目標期間への繰越額と市への納付額ということで、市への納付額が5万197円となっています。この根拠をもう一度説明してもらえますか。

大坪大学推進室主査　この度の繰越金につきましては、大学から申請が来ております。そして、市への納付金5万197円につきましては、大学の第1期中期目標期間終了時の積立金の中で、この金額だけ性質がほかのものちょっと異なっておりまして、通常の運営費交付金であれば、公立大学法人が業務遂行に関連して行う必要な支出の財源に充てるもので、特にこれに使ってくださいというような用途は決めておりません。今回の5万197円につきましては、退職金に充ててくださいということで、こちらが支払ったもので、使われていないと。これに充ててくださいと特定して交付したものが使われていないので、これについては、市にお返しいただくということで、申請が上がったものです。

伊場勇委員　次にその下の財源に充当予定事業と書いてあり、この下に事業が三つありますが、これは、大体どれぐらいの金額が掛かるんですか。どのように財源に充てるのかということです。予定だと思えますけれど。

大坪大学推進室主査　一番上の多目的文化施設整備事業につきましては、3億

2, 769万円です。続いて、研究機器センター機器更新事業は3, 990万円になります。具体的な機器としましては、電子顕微鏡と伺っております。最後の工学部新校舎整備事業につきましては、先ほどの2事業を繰越金から控除した額になりますので、8億2, 803万3, 686円となります。

伊場勇委員 これは整備事業とか更新事業とか、いろいろ専門的な部分でありますから、市内の業者とかはなかなか通すことは難しいと思うんですけども、市立の大学なので、できるだけ市の業者を使っていたきたいなと思います。そういう方向性とかはどういうふうに大学と話して、市からの意向をどういうふうに伝えているのか、教えてください。

大坪大学推進室主査 多目的文化施設及び工学部の新校舎につきましては、市内業者の建築Aランクの業者を選定するようになっております。電子顕微鏡についてはちょっと確認しておりませんが、建設事業については、そのように確認を取っているところです。

伊場勇委員 その他の事業についても、物品とかをいろいろ更新しなきゃいけないし、新しいものを取ったりすると思うんですけど、そういったときに市内の業者を使っていただけなのかどうか。使ってほしいという意向を誰かが言っているのかどうなのかなと思います。その辺はいかがですか。

大谷大学推進室長 一応、公立化の際には、市に準じてということで、市内業者の方を使ってくださいということをお願いしておりますので、大学としてもそのことは十分御認識の上で、業者等の選定等はされておると考えております。

宮本政志副分科会長 参考資料②の第40条第4項と一番下の伊場委員が言った財源に充当予定の事業で、積立金があるときは、設立団体の長の承認

を受けた金額を財源に充てることができるけども、一番下の第2期中期目標期間へ繰り越す積立金は、以下の事業の財源に充てる予定としていると今三つ説明がありました。第40条第4項は、多分期間は関係ないんよね。だから、この三つは、大学独自でやっていけるという解釈にならないかな。

大坪大学推進室主査 自己資金につきましては、第2期中期目標期間に繰り越すということですので、第2期の期間内に行う事業ということになります。

宮本政志副分科会長 例えば、事業財源に充てる予定としてとありますが、予定が変わったり、あるいは金額に関しては、当然、議会も関与していきますよという前提でいいんですか。独自じゃないの、これ。

大坪大学推進室主査 繰越金を一応このような事業に充てるということで計上されておりまして、繰越額については、市で承認します。

大谷大学推進室長 一応、繰越しにつきましては、今ここで用途を挙げておりますように、基本的には第2期中期目標を達成するために大学が定めた第2期中期計画を達成するために使うものですので、一応今これで充てております。これが変わる可能性はあるかもしれませんが、その使える目的としては、第2期中期目標の達成に関わるものということになります。特にこの繰越しについては、これで市長の承認を得ましたので、あとは大学でどのようにして使われるかということになります。

宮本政志副分科会長 変更があった場合はどうなるんですかということですか。

大谷大学推進室長 変更があれば、特に大学の中でそれを予算の中で扱われるということで、特に変更するときに議会の議決が要るかということについては、この範囲で収まれば特にありません。

長谷川知司分科会長 多目的文化施設というのがあって、これはもう充てる予定としておりますが、おとといにもうお披露目があったんじゃないですか。

大坪大学推進室主査 多目的文化施設については、もう完成しまして、9月3日にお披露目の記念セレモニーが開催されたところです。

長谷川知司分科会長 だから、これは充てる予定ではなくて、充てているわけですね。

大坪大学推進室主査 そうですね。一番上については、第2期中期計画は今年度から始まっておりますので、その財源に充てているということです。

長谷川知司分科会長 ほかにはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号②、総務部、大学推進室の質疑をこれにて終了します。ここで10分間休憩します。どうもお疲れ様でした。

午前11時30分 休憩

午前11時37分 再開

長谷川知司分科会長 では、休憩を解きまして分科会を再開します。審査番号③、教育委員会の歳出及び特定財源について、随時説明していただきたいと思います。教育総務課からお願いします。

浅川教育総務課長 それでは、教育総務課分を御説明いたします。補正予算書の23、24ページを御覧ください。歳出の御説明をいたします。10款2項1目学校管理費、13節使用料及び賃借料、機械器具借上料83万6,000円は、埴生小学校スクールバスのレンタカー代です。令和

3年度末で津布田小学校は閉校し、令和4年4月から旧津布田小学校児童は、レンタカーのスクールバスを利用して埴生小学校に通学をしています。当初は、今年度中にリース車のスクールバスに切り替える予定でしたが、半導体や部品の不足、車の生産停止といった様々な要因により、調達が難しい状況となっており、リース車を調達するまで、引き続きレンタカーの利用を継続するものです。次に補正予算書の25、26ページを御覧ください。11款4項1目学校施設災害復旧費、14節工事請負費、工事請負費1,092万7,000円は、高泊小学校法面災害復旧に係る費用です。今年7月9日の雨により、高泊小学校進入口の擁壁上部ののり面に地滑りが発生しました。資料の位置図を御覧ください。丸い印の付いているところが、被災場所となります。現在は、児童の安全確保のため、法面にブルーシートを張り、法面直下には大型土のうを配置し、応急対応をしています。学校の進入口ということもあり、早急に復旧が必要であることから、公立学校施設災害復旧費国庫負担制度により復旧工事を行うものです。続きまして、歳入を御説明します。高泊小学校法面災害復旧に係る特定財源は、補正予算書の11、12ページの15款1項4目災害復旧費国庫負担金、3節公立学校施設災害復旧費国庫負担金、公立学校施設災害復旧費661万8,000円、そして、15、16ページの22款1項10目災害復旧費、3節文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業債330万円となります。最後に債務負担行為の補正です。補正予算書の6ページを御覧ください。第2表のうち埴生小学校スクールバス調達事業（令和4年度）です。期間は今年度から令和11年度までで、限度額は1,269万6,000円です。令和3年度12月補正予算において、令和3年度中にリース車の入札をするため、債務負担行為を設定させていただきましたが、半導体や部品の不足等による納車の遅れが懸念されたため、納期の設定が難しく、令和3年度中の入札ができなかったことから、令和4年度に改めて入札を行うため、債務負担行為を設定するものです。説明は以上です。

長谷川知司分科会長 では、続きまして学校教育課、お願いします。

長友学校教育課長　まずは、教育系サーバー更新事業について御説明いたします。6月に補正予算を承認していただいたにもかかわらず、9月補正で減額するような事態となってしまったことをおわび申し上げます。このような事態となった状況について説明いたします。まず、教育系サーバーとは、学校にある教職員が使用するPCが、インターネットやメール、ファイルの共有等が可能となるように幾つかのサーバーを使って構築しているシステムのことです。この度、システムを動かすサーバーのOSのサポートが当初令和5年1月までであったことから、これらのサーバー群を動かすOSを更新するための当初予算を要求し承認されています。なお、サポートが切れ、そのまま使う場合は、OSのぜい弱な部分をアップデートすることができなくなるため、ウイルスや悪意のある第三者がシステムを破壊したり、情報を盗み取ったりする可能性が生じてきます。したがって、サポートが切れる前に、最新のOSを使ったシステムを構築する必要が生じます。ところが、令和4年2月に、コンピュータウイルス「エモテット」による学校への攻撃がありました。県のセキュリティクラウドとの連携により、なんとか防御することができました。しかしながら、今後も同様に防御できる保証はなく、エモテットのようなウイルスの侵入を防ぐためには、インターネット分離を進めることが必要であることを情報管理課長から提案されました。また、令和4年3月に改訂された文部科学省が出した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、ウイルス対策として、インターネット分離による対策が必要であることが明記されました。こうした事情から、コンピュータウイルスの侵入を防ぐために、インターネット分離を行う必要が生じました。今後のサーバーの管理を考慮して、当初予算で計上していたサーバー更新事業と一体的に行うこととして、6月の補正で予算の追加を行ったところですが、しかしながら、6月議会後に、ウイルス対策で連動している県のセキュリティクラウドの取扱業者の変更が判明し、補正予算で導入を予定していたサーバーとの連携について疑義が生じました。また、6月補正予算を計上するための業者から提出いた

だいた見積書は、年度内にシステムの構築が可能という前提でした。しかし、補正予算成立後に再度見積書の提出を求めたところ、世界的な半導体不足により納期の大幅な遅延があり、年度内での構築はできない可能性が高いことから、見積書を提出することができないとの回答が業者からありました。システムの構築に要する期間は、通常時であれば、調達に3か月、構築に3か月の6か月です。しかし、現時点では、調達に6か月、構築に3か月の9か月が必要とされています。添付しております資料の上段を御覧ください。1が当初の予定、2が6月補正でのスケジュールとなります。この度、9月補正を認めていただけた場合のスケジュールは3となります。令和5年度の当初予算にする場合は4のスケジュールとなります。よりよい環境、よりウイルス対策ができる環境を構築して、安心してインターネット等を安全に利用するためには、現在構築しようとするシステムを見直し、県のウイルス対策とも連携できることが保証できるシステムを構築する必要があると判断しました。また、サーバーのOSの更新期限が令和5年1月から令和5年10月まで延長されたこともあり、これまでの予算を全て減額して、新たに債務負担行為を設定することとしました。債務負担行為とした場合の詳細は、別添資料となります。システム構築のための、調査や設計、サーバーの設定、動作検証等に多大な経費が掛かるため、できるだけ安価なシステム構築を前提にして予算を立てていましたが、今回は、上記の事情に対応できるシステムを構築するための債務負担行為を行うこととしました。なお、見積りは定価ベースであることを申し添えます。それでは、補正予算書の23、24ページをお開きください。教育系サーバー更新事業について、御説明いたします。まず、初めに小学校費の減額補正について、御説明いたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、12節委託料、システム保守委託料32万9,000円の内訳は、当初予算で計上しておりました、教育系システムサーバー保守委託料3か月分26万4,000円と6月補正予算で計上しておりました、教育系インターネット分離サーバー保守委託料3か月分6万5,000円になります。電算委託料504万9,000円は、当初予算で計上しておりま

した、教育系システムサーバー構築委託料（無線管理用サーバー構築委託料）になります。ネットワーク改修委託料175万9,000円は、6月補正予算で計上しておりましたインターネット分離改修委託料になります。13節使用料及び賃借料、機械器具借上料375万円の内訳は当初予算で計上しておりました、教育系システムサーバー機器リース料3か月分225万7,000円と6月補正予算で計上しておりました、インターネット分離サーバー機器リース料3か月分149万3,000円になります。続きまして、中学校費について御説明いたします。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、12節委託料、システム保守委託料3万5,000円は、6月補正予算で計上しておりました、教育系インターネット分離サーバー保守委託料3か月分になります。ネットワーク改修委託料95万9,000円は、6月補正予算で計上しておりましたインターネット分離改修委託料になります。13節使用料及び賃借料、機械器具借上料81万5,000円は、3か月分のインターネット分離サーバーの賃借料になります。最後に債務負担行為の補正です。6ページ、第2表のうち教育系サーバー更新事業です。期間は今年度から令和10年度までで、限度額は1億2,474万円となっております。先ほども御説明いたしましたが、世界的な半導体不足による納期の大幅な遅延により、今年度中のサーバー構築が見込めないため債務負担を設定するものです。学校教育課の説明は、以上でございます。

長谷川知司分科会長 では、社会教育課、お願いします。

船林社会教育課長 新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理者への減収補償について、御説明いたします。補正予算書の25、26ページと、お示ししています資料を御覧ください。この補償金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い休館等を行った指定管理施設のうち、利用料金制度を導入している施設を対象に、当初見込んでいた利用料金収入が減少したことにより損失が生じた施設を管理する指定管理者に対し、その損失を補填するものです。この度の補正は、きらら交流館において、令和

3年度の決算が確定したことから、令和3年度の収入と支出の状況を精査し、その間に生じた損失に対して補償を行うものです。資料を御覧ください。項目の2番は、補償の対象となる期間についての考え方です。指定管理者制度は、市と指定管理者との間で締結した協定書、仕様書、リスク分担表に基づき施設の管理運営を行うものです。昨年度、市の指示による休館は、8月30日から9月27日までのおよそ1か月間でしたが、コロナ禍にあっては、特に人が出掛けることや集うことが、物理的、また、心情的に制限されることにより、館を閉めていない時期においても、感染症が利用料収入にマイナスの影響を及ぼした可能性は大きいものと推測したため、休館期間を含み、4月から3月末までの1年間の補償の対象期間と考えました。次に項目の3番ですが、補償料の算出方法について御説明いたします。指定管理料算定時の利用料収入及び支出の見込額と、令和3年度における指定管理者の利用料収入及び支出の決算額との比較を行うことで、収入の減少額と支出の減少額をそれぞれ算出し、収入の減少額が支出の減少額を上回っている場合、損失が生じていると判断し、その損失額を補償します。減少額を見てみますと、収入の減少額が2,578万2,065円、支出の減少額が1,971万9,461円となっており、その差額に消費税相当分を含む666万8,864円が今回の補償額となります。予算書につきましては、補正予算書の25、26ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、8目新型コロナウイルス対策費、21節補償金として666万9,000円を計上しています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

長谷川知司分科会長 執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。最初に、教育総務課について受け付けます。

古豊和恵委員 この度、高泊小学校ののり面が崩れている、そこにブルーシートとかが張ってありますという話でした。でも、この度、台風も近づいております。実際そばを通過してみますと、かなり大規模に崩れているの

ではないかという圧迫感があるんです。子供たちが必ず通る道でもあります。緊急性を要すると思うんですが、これはいつ始まって、いつ終了する予定なのか、その辺りをお聞かせください。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 今後のスケジュールに関しましては、10月に国の災害の査定がありますので、内定を受け次第すぐ起工しまして、一応、年度内に工事を完成させる予定でおります。

古豊和恵委員 それでは、あれ以上崩れることはないだろうという予定で、それを進められるということによろしいんですね。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い ブルーシートを張っておって、これ以上の雨の浸水はありませんし、一部、プラスチックの軽量のり枠というのが垂れておると思うんですけれども、それに関しても上から落ちており落下するおそれがないと思っております。

伊場勇委員 10月に査定があつてから年度内に工事を完成予定ということなんですけど、10月の査定を待たないと工事を開始できないんですか。その前に何か取り掛かるということはしないんですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 今、県とも話をしており、一応内定後に工事をしてくれということですので、それに従ってやろうかと思っております。

長谷川知司分科会長 必要な応急処置はしているわけですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い はい、必要な応急処置はしております。

宮本政志副分科会長 実際に高さや幅はどれぐらいですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 幅が21メートル、高さが5メートルになります。

宮本政志副分科会長 今度から資料は、位置図をぼんというよりも、その辺りの内容がちょっと分かるような資料にしてもらったら助かります。崩れたところの左右はコンクリートですか、土ですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 崩れたところの右、左、崩れたところは土になります。右左はコンクリートの吹き付けののり枠になります。

宮本政志副分科会長 そうすると、先ほど古豊委員もその辺りが大丈夫かということをお聞かせされたと思うんですが、ブルーシートと大型土のうで対応されたということですね。高泊小学校は、この進入路以外にどこか車等が入っていける場所がありますか。ここ1か所ですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い こちら1か所になります。

宮本政志副分科会長 そうすると、今回、大きな災害と言えども、復旧に物すごい時間が掛かって、通行できないぐらい全体的に崩れたということじゃないかもしれませんが、やっぱり中期的には、地震とかでもこういった災害が起こって、1か所しかないなら、そこが潰れたら、もし生徒がいたときどうするのか。避難とかいろんな場合に影響がありますから、その辺りも検討しながら、市内のほかの小中学校もいろいろ点検していったほうがいいと思いますけど、その辺りどうお考えですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 高泊小学校に関しては、これ以上被害が広がらないように対策を行ってございまして、車の通れるスペースは確保して、大型土のうをつけております。他校に関しましても、

今後、危ない箇所を想定しながら確認していきたいと思っております。

長谷川教育長 この度は、いろいろと御心配をお掛けします。高泊小学校につきましては、もう委員の皆様も御存じだと思いますけれども、車での出入りはこの箇所になりますから、給食の搬入といったときにはここを利用するようになります。現在、ここを一応通れている状況があります。それから、子供たちの登校につきましては、裏の登校口があります。この位置図にも階段等を書いてあって、一応は入れるようになっている。ですから、最初の段階では、そちらの通路を通って登校するような措置を取りました。ほかの小中学校を見たときに、やはり進入路が1か所のところは、ほぼそれに近い状態があるように思いますので、やはり一度、そういった面についての点検も行っていく必要があろうと思いました。委員の御意見を頂きまして、私たちも対応してまいりたいと考えております。

長谷川知司分科会長 はい、ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、次に、学校教育課について、質疑はありますか。

伊場勇委員 システムサーバー機器が入らないというところと、違うところの要因もあったようなんですけども、令和4年度から令和10年度まで、これは8年の期間ですか、契約的に。これは、どういうふうに決めたんですか。7年ですか。

三浦学校教育課学務係長 令和4年度に契約しまして、令和5年度から令和10年9月……令和5年10月から60か月の長期継続契約を予定しております。

伊場勇委員 60か月ということは、債務負担行為に書いている令和4年度から令和10年度までの1億2,474万円、この説明をもう一度お願いします。

三浦学校教育課学務係長 入札行為契約等は令和4年度に実施するのですが、実際に契約開始が令和5年で、支払の開始が令和5年10月から60か月ということになります。

伊場勇委員 それと、当初予算で説明があったかもしれませんが、構築に3か月というのは長い気がします。それについては、どう考えてどうやるのかとか、どう把握されていますか。

三浦学校教育課学務係長 サーバーの構築には、一般的に3か月掛かるものでして、調達にも3か月掛かり、構築については3か月というのが一般的となっております。

長谷川知司分科会長 はい、ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、社会教育課についてお願いします。

笹木慶之委員 先ほど説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理者への補償ということなんですが、この最後に1.1ということで消費税分が入っていますよね。この考え方をちょっと教えてください。

船林社会教育課長 指定管理料を算出するベースとなる金額は、消費税分を含んでおりませんので、歳入又は歳出に関して、最終的に指定管理料として出てきた金額に対し消費税相当分を掛けて指定管理を算出することになっております。

笹木慶之委員 ここで、私はこう思うんですが、収入と支出の実績から606万2,604円という数字が出ているわけですよね。これ、補償補填でしょ。補償補填費に消費税が掛かりますか。掛からないと思うんですよ。実際の事業をやったものじゃないじゃないですか。補償補填に消費税分

を上乗せするという理屈がちょっとよく分からないんですけど、私の間違いでしょうか。

工藤企画課長 指定管理制度の総括を企画課で所管しておりますので、お答えさせていただきます。指定管理料の補償につきましては、コロナのまん延を受けまして、令和2年度分、それからこの度の補正では令和3年度分と計上させていただいたところですが、笹木委員がおっしゃられるように、実務的な面で言いますと、税金の考え方というのはあろうかと思えますけれども、令和2年度分の補償の際から、実際には最終的にこの1.1を掛けるということをもって、補償金額の考え方の算定根拠とさせていただいておりましたので、令和3年度分につきましても、その考え方を引き続き継続した上で補償料を算出しました。

笹木慶之委員 そのときに私が見落としておったということもあるんですけど、考え方として、ちょっと無理があるような気がするんですよ。というのは補償補填でしょ。いわゆる収入欠陥になった部分を補償しましょうということなんですから、支払は起こらないと思うんです。商取引を行っていないわけですから、その部分についてはいかがなものかなという疑問が湧いたわけ。だから、それ以上今日はここで言いませんけど、やはり今後の課題として、よく検討していただきたいと思います。

工藤企画課長 ありがとうございます。今後、参考にさせていただきます。

長谷川知司分科会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今の件でもし何か訂正等あれば、また教えてください。ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、これで審査番号③、教育委員会の質疑を終了します。どうもお疲れ様でした。午後は1時10分から行います。

午後0時10分 休憩

長谷川知司分科会長 では、総務文教分科会の休憩を解きまして、審査を再開いたします。昼からは、令和 3 年度決算についてであります。最初に、審査番号⑦、地域活性化室とパスポートセンターについて行います。ここにつきましても、重点項目がございませんので、決算書のページを追っていきたくと思います。最初に 1 4 2 から 1 4 5 ページまでです。これについて、何か皆様方から意見があればお願いします。なお、1 4 2 から 1 4 5 と言いながらも、中山間地域づくりの推進業務のみが対象です。御理解ください。何か意見はございませんか。

伊場勇委員 この中で、地域おこし協力隊に係る決算はどこの辺を見たらいいですか。

篠原山陽総合事務所長 地域おこし協力隊に係る予算につきましては、令和 3 年度募集をいたしておりましたが、応募がなく、着任の予定もないということで、令和 3 年度の 3 月補正におきまして、全額減額をいたしておりますので、決算として数字は挙がっておりません。

伊場勇委員 地域おこし協力隊を募集するに掛かった経費というのは、特にこの中ではないということなんですね。

篠原山陽総合事務所長 申し訳ございません。地域おこし協力隊に係る募集経費等々につきましては、今の 1 4 4、1 4 5 ページの中では 8 節の旅費、1 0 節需用費の消耗品費の一部、1 3 節使用料及び賃借料の中の機械器具借上料、これは地域おこし協力隊が来たときのための、軽トラックを 1 台リースしておりますので、その経費等々です。その程度が決算として挙がっております。

伊場勇委員 分かりました。では、その地域おこし協力隊を募集したけど、ちゃんと1人、2人任命できなかった考察といいますか、原因等々をどう考えておられるか、教えてください。

篠原山陽総合事務所長 この地域おこし協力隊につきましては、3月補正のときにも御説明申し上げたところでございますが、年度初めから12月上旬ぐらいまでを募集期間として、募集要項等をホームページなり、あるいは関係機関のサイトに掲示しておったところでございます。問合せ等は数件ございましたが、地域要件等が合致いたしませんでしたので、応募には至らなかったという経緯がございます。それから、令和3年度につきましては、募集に係るPRイベント等々は、首都圏等に出向いてのリアルで対面での催しというのはなかったんですけど、7月、10月にオンラインでのライブ配信とか、それから12月には、県のYYターンやまぐちの公開講座カレッジでのPR、募集イベントに参加したという経緯がございます。しかしながら、結果といたしましては、応募もなく、3月補正で全額を減額しております。

伊場勇委員 その原因は何なんですか。どう考察されているんですか。

篠原山陽総合事務所長 今考えるに当たりまして、ただ単なる募集をホームページに上げる、あるいは首都圏に行って、応募の募集のイベントに参加するというだけでは、そもそもの山陽小野田市とのつながりのある人が全くいないという現状が見えてきております。実は令和3年度に、東京駅の前の東京KITTE丸の内ビルで、県央連携7市町による、山口と津和野のんびりライフというイベントに参加しようとしておったところなんですけど、令和3年度は中止になりまして、令和4年8月に開催されました。7市町合同でブースを設けてというイベントであったんですけど、山陽小野田市のブースに来られる方がいなかったという現状で、萩とか山口、宇部とかにはかなりの人が来られたという復命を頂いております。これは、恐らく日頃の、山陽小野田市に興味があるということ

意思表示した方とのつながりをずっと大事にしてきて、その結果、都市圏に赴いたときに訪れていただくという関係の構築ができていないんだろうなというのが分かってきました。日頃から興味のある方との関係づくりといいますか、関係人口の構築をしていかなければ、結果として、募集なり、移住相談のイベントをしたところで、窓口を開いても誰も来ないと、山陽小野田市を知らない、関わりがないというような結果が見えてきましたので、やはり関係人口を作っていく、小さなイベントでも継続して続けて行かなければいけないというところを、今ひしひしと感じておるところでございます。

伊場勇委員 関係のありなしもかなり影響してきますし、あともう一つ気になるのが、来られた方の待遇ですよね。何をするかにもよりますけども、その部分が、他市町と比べてどうなのか。そういった部分の考察はどうなんですか。何かあまり山陽小野田市が選ばれないというのは、そこが少し劣っているのかなという声も、たしかによく聞いたりはするので、担当課としてどうなのか教えてください。

篠原山陽総合事務所長 地域おこし協力隊の募集要項を他市町と比較してみますと、やはり給料の面とか、そういった待遇はやや低いところがございます。それから、実際に3年間地域おこし協力隊で何をするのかというところが、しっかり見せられてないというのが一つあるかと思います。ただ、ぼんやり「農業しませんか」、あるいは「地域の情報発信しませんか」ぐらいのことで、3年間協力隊として来たときに自分がこんなことをするんだ、地域と一緒にやってこういうことをやってみるんだという姿が、やはりどうしても表しきれないなというのが一つあると思います。

宮本政志副委員長 今の答弁をずっと聞いていますと、何で本市だけと思うけど、もともと地域おこし協力隊というのは、国はどういう定義を示しているんですか。つまり中山間地域とか農業のみということですか。他市

も全部そうですか。その辺りをちょっとお聞きしたいんですけど。

篠原山陽総合事務所長 今日、地域おこし協力隊の詳しい資料を持ってきていないんですけど、いわゆる国の考え方は、都市圏から地方への人の流れを作るというのが基本になっています。だから、農業じゃないと駄目とか、地域とのうんぬんかんぬんじゃないと駄目という限定的な要素はないんですけども、もともとは都市から地方への人の流れを作るという一つの手法が、この地域おこし協力隊という制度になっております。

宮本政志副委員長 ということは、地域おこし協力隊でどうぞとか、都市部の方来てくださいという、本市は例えばガラス文化とか、いっぱいいろんなところをうたっていますよね。そういうところからの引込みというのはできるということですか。中山間地域とか農業だけにこだわるんじゃなく、来やすい環境でどうぞということも言えるということですか。

篠原山陽総合事務所長 委員おっしゃるとおり、できると思います。

宮本政志副委員長 それなら、逆に一つに絞って、なかなか応募もない、例えば来られても続かない、なぜかなって、そもそもが違っている可能性もあるなら、もっと都市部のほうから本市に来やすい部門を探して、そこで呼ぶという方向転換という検討はできないもんですか。こだわらずに。

篠原山陽総合事務所長 できると思います。要はですね、地域おこし協力隊の方に来ていただいて、何をしてもらおうかというところを明らかにする。それから、先ほど申しあげましたように、都市部から地方への人の流れを作るということは、地域おこし協力隊としての3年間の活動に加えまして、令和4年度以降の定住定着をどのようにしていくのかという市を挙げてのサポート体制が必要だろうと思います。私どもは今地域活性化室で、中山間地域、そして平成30年度から、川上地域の地域づくり指針を作った上で、その川上地域の課題の解決のために、地域おこし協力

隊を呼ぶということをやっておりますので、先ほど言われたようなガラス文化といったことになれば、全市的な取組が必要だと考えております。

宮本政志副委員長　今おっしゃったように、川上地区とか中山間地域のほうに注力する施策というのは必要と思います。だけど、それを地域おこし協力隊のみに手法を持っていくんじゃないくて、それはまた別の側面から、川上地区とか中山間地域の施策というのを考えてもらえたらなと思って言いました。これは、答弁要らんです。

笹木慶之委員　今いみじくも言われたけど、私はもう3年前から、今の手法は駄目だということを言っているんですよ。というのは、本市を挙げて取り組まなくちゃならんということで、テーマ性も、いわゆる国が求めているそれに合っていると所長は言われたけどね、川上地区の将来のことを思っても、それはそれでいいんだけど、それに、地域おこし協力隊を当てはめるといのは、はっきり言って私は無理だと思う。テーマ性が薄過ぎる。そのためには、もっと地域の資源なりを作った中で持っていくかと、いきなり彼らにやってくれていったって無理があると思う。それは前回、募集したときに、駄目だと実は反対したんですよ。案の定そうだったんだけどね。これ、2年前の決算委員会でも言ったと思うんだけど、全市を挙げて取り組む問題だから、少なくとも厚狭地域ぐらいで、大きな束を作って、その中の仕事の一つとして川上地区があるぐらいの定義づけで集めていかないと難しいんじゃないですかということも言ったと思うんです。だから、今後の在り方については、そういったことをしっかり視野に入れて取り組まないと同じことを繰り返すと思いますよ。川上地域の繁栄ということも、私もその地域の者ですから、よく分かるんだけど、はっきり言って、私はそれにはやっぱり無理があると思う。だから、それも一つの視野に入れた中での取組という形で、もう少しフレームを入れたほうが良いと思いますよ。あえて決算の中で言うておきます。

篠原山陽総合事務所長 委員が言われたことも重々分かっているつもりでございます。地域活性化室として、川上地域にこだわってということもないんですけど、全市的には、今、RMO——地域運営組織の構築ということで各地区での話合いが進んでいるものだろうと考えております。それから、やみくもに川上地域に地域おこし協力隊を入れていくんだということじゃなく、川上地域におきましても、この令和3年度につきましても、もう一回地域の現状と課題を見つめ直して、地区の全員を対象としたアンケートも実施いたしまして、そして、川上地域の将来計画である夢プランというのも作りました。それと並行いたしまして、山口東京理科大学の学生に、地域に入ってもらってフィールドワークといたしまして、この地域でICTをどのように活用していったらいいのかというようなことも提言を頂いたりしまして、今まずもってICT機器に触れてみようということで、eスポーツと称しながら、高齢者のサロンの会場で、家庭用ゲーム機を使ってゲームをやったり、この秋からは、川上地域のPRを進めていくということで、アカウントを開設して物を作っていくということで、今地域の人と一緒に作っていくようにしております。そういった下地も進めながら、地域おこし協力隊が全て解決してくれるスーパーマンではありませんので、あくまでも地域づくりの手法の一つとして、地域おこし協力隊というところに募集しているところでございます。これで全てが解決するとは全然思っていないので、当然、地域と一緒にいろんな取組をしていかないといけない。行政だけが走ったところで何もなりませんので、地域のみんなの意見を聞きながら、地域づくりを進めているところでございます。

長谷川知司分科会長 よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）164から167ページまで行きましょう。厚狭地区複合施設費のところですよ。

伊場勇委員 修繕費についてお聞きします。少しずつ修繕する箇所も出てくるのかなと思うんですが、修繕費については何をどういうふうにしたか、分かりますか。主なもので結構です。

河田地域活性化室主任 8月1日に落雷がありまして、トイレの呼出し装置が故障しましたので、この度はその修繕が大きく占めています。

篠原山陽総合事務所長 もう一つ補足させていただきますと、あとこの修繕の中で、本館棟と保健センターとの渡り廊下の防水工事を行っております。やはり、どうしても建屋を後からつないでいますので、その継ぎ目に漏水というか、雨漏りが生じているようなところがございます。

笹木慶之委員 この決算に係る主要な施策の成果という資料の9ページ、28の厚狭地区複合施設というのがあって、コミュニティ施設の利用状況が件数ゼロ、人数ゼロになっているんですが、これはどういうことでしょうか。

篠原山陽総合事務所長 この厚狭地区複合施設につきましては、厚狭公民館、それから厚狭図書館、そして山陽総合事務所と保健センターの複合施設でございます。この中で、公民館とは別に、コミュニティ施設という位置づけがこの令和3年度まではございました。令和4年度からは地域交流センターがそういう機能も果たしましたので、12月議会での条例で廃止といたしました。このコミュニティ施設としての利用は、令和元年度までは御利用がございましたが、令和2年度以降コロナの関係で、なかなか施設利用が進まなかったということで、2年、3年と件数ゼロ、人数ゼロという実績になっております。

笹木慶之委員 実は私たちも使っているんですよね。例えば、厚狭地区自治協が使ったりしてるじゃないですか。それはどこに挙がるわけですか。それはコミュニティ施設じゃないわけですか。

篠原山陽総合事務所長 それは、公民館の利用として挙がっていると思います。コミュニティ施設でございますので、飲食を伴う同窓会とか懇親会とか、

そういったものでの御利用が、この件数で挙がっております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では172から177ページ、パスポートセンターについて。

笹木慶之委員 パスポートセンター事業についてお尋ねしますが、最近の実績というのはどうなんでしょうか。

河田地域活性化室主任 実績報告書の12ページを御覧ください。パスポートの取扱件数、申請は、令和2年129件、令和3年は107件、交付件数は、令和2年は151件、令和3年は103件です。

笹木慶之委員 今この交付事業というのは、専任職員が1人ですか。たしか1人だと思うんですね。そして、あと補完しておられる、どなたかが手伝っておられるという形になっていると思うんですが、これで十分足りているんでしょうか。

篠原山陽総合事務所長 パスポートセンター事業につきましては、専任と申しますか、会計年度任用職員が1名、それからあと併任で、私どもがパスポートセンターの職員ということで辞令を受けております。令和2年度、3年度は今説明を申し上げたとおりの件数でございます。これはコロナ禍で、渡航制限等々がございまして、大幅に申請の件数が減った状況でございます。参考に平成30年度ですと申請が1,194件、それから令和元年度につきましては、1,035件という件数ですので、今時点が本当15%切るぐらいの実績でございますので、今は十分にまえている状況にありますが、コロナ前の状況に戻りますと、かなり窓口が混雑する状況にあります。

笹木慶之委員 問題は、私そこを心配するわけでね、会計年度任用職員がいけないという意味じゃないですよ。そういう体制下で、置かれておるこのパスポート事業というのが、いかがなものかという心配をするわけ。過去の実績から見ると、かつては所長クラスが対応しておった時期も実はあるんですよ。それで果たして大丈夫かなという気がするから、今聞いたわけですが、そういう体制になれば、当然そういった配備がされるということを前提で考えていいですね。そこが問題。以前のような状態になったら無理と思いますよ。所長もあそこの補完業務をしておられるところも見てるから、それで果たしていいかなという気がします。

長谷川知司分科会長 これについては人事案件ですから、ちょっとお答えは大変かなと思いますが、要望ということでいいですか。

笹木慶之委員 一応私の意見として言っておきます。遠慮なしに要望を挙げてください。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入で質問がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということですので、どうもお疲れ様でした。ここで職員入替えのため暫時休憩します。

午後 1 時 3 5 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

長谷川知司分科会長 では、暫時休憩を解きまして審査会を再開いたします。審査番号②、1 款議会費、9 款消防費を行います。最初に、消防の審査事業 1 から行きましょう。では、消防から説明をお願いします。

橋本消防課長 それでは、審査事業 1 番、山陽消防署埴生出張所整備事業につ

いて御説明申し上げます。資料については1ページからとなっております。事務事業名は、山陽消防署埴生出張所整備事業です。事業概要といたしましては、昭和56年4月に竣工しました山陽消防署埴生出張所は建設から40年が経過し、老朽化が著しく、また狭あい雨漏り等がひどく、防災施設としての機能低下が著しいことから、新たに建設するものです。本事業は令和3年度から令和7年度の継続事業であり、令和3年度においては、庁舎の基本設計と土地の造成設計を行っています。内訳については、設計委託料（基本設計）368万5,000円、設計委託料（土地造成設計）353万8,000円、時間外手当11万4,000円の合計733万7,000円を執行しています。なお、起債は、土地造成設計に地方債260万円活用しています。今後の計画につきましては、令和4年度で地質調査、土地造成、実施設計を行い、令和5年度、6年度の2か年で庁舎建設、令和7年度に既設庁舎の解体工事及び外構工事を計画しています。続いて2ページをお開きください。審査事業1-2、山陽消防署埴生出張所整備事業【埴生出張所建設基金積立事業】です。事業概要は、建設財源確保を目的として基金を設置し、石油貯蔵施設立地対策等交付金の一部7,415万5,000円を基金として積み立てるものです。令和4年度には1億500万円、基金に積み立てます。基本設計に基づく敷地及び配置図については3ページを御覧ください。上側が国道になっております。レイアウト等基本的な部分は、3月定例会でお示ししたものと変更はございません。国道190号線に面した既設庁舎及び敷地の南側約1,200平方メートルを造成し、新たに鉄筋コンクリート造平屋建て約550平方メートルの庁舎を建設するものです。庁舎平面図については、4ページを御覧ください。基本設計が終わりましたので、より詳細な平面図を示しております。迅速な出動動線を考慮した出動準備室並びに車庫計画、消防活動エリアと一般来庁者エリアを区分けしたゾーニング、小野田消防署や山陽消防署と同様にプライバシー確保及び感染防止を図るために個室化した仮眠室、救急出動後に必須である救急消毒室等を備えています。続いて5ページを御覧ください。屋上には自家発電機や空調設備を設置するとともに、訓練

スペース及びロープ支持金物、ロープ固定金物等を設け、ホース延長等の水平訓練のみならず、垂直方向の訓練も実施できるように計画しています。続いて6ページをお開きください。こちらは石油貯蔵施設立地対策等補助金基金造成計画です。上段の建設費は令和3年度基金造成時の建設費ではありますが、それに対して、下段に基金積立計画を掲載しています。令和3年度は計画どおり7,415万5,000円を基金に積んでいます。令和4年度は当初1億500万円を予算計上していましたが、石油貯蔵施設立地対策交付金が決定いたしましたので、6ページのとおり1億284万円を基金に積み立てます。説明は以上になります、審査のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司分科会長 委員の皆様から質疑を受け付けます。

伊場勇委員 令和3年度、埴生出張所の建て替えについて、近隣住民等々への周知、理解についてはどうだったか教えてください。

橋本消防課長 まず、最初に自治協の役員の皆さんに御説明をさせてもらっています。その後、東糸根地区の自治会長に図面等をお示ししまして、回覧等で周知をお願いしています。あわせて消防庁舎の既存庁舎の西側に5世帯ほど、一般の住居がございますので、そちらには1軒ずつお回りして、在宅の方には内容を説明して、不在の方はポストインして、今後の工事の説明をしています。

古豊和恵委員 この基金なんですけれども、これを見ると石油貯蔵施設立地対策等の補助金と書いてありますが、これは、西部石油からの基金ということでしょうか。

橋本消防課長 西部石油で石油を精製する備蓄タンクを置くということで、国から県に貯蔵量によって補助金が出ます。その補助金が県から市に交付されているのは、大体1億円ぐらい、山陽小野田市に交付を受けますの

で、交付金が出る場所は、県の交付金という形になります。

長谷川知司分科会長 交付金の基は、西部石油が精製されるということで。

古豊和恵委員 ニュース等で、西部石油があと何年か後には、解体か辞められると聞いているんですけど、その後の基金というのはどうお考えでしょうか。

川地総務部長 基金とは取り離して、先ほど消防課長が説明した国家備蓄の関係で、毎年備蓄量に応じて、国から県に交付されて、県から本市に補助金が入るというシステムになっております。当面、お聞きしているのは、西部石油は2024年3月で、現在の石油精製機能の停止は出しておられます。その中で、国家備蓄については、当面は維持するという情報を得ておりますが、将来のところはまだはっきり分かりません。当面国家備蓄があるということは、この交付金については、当面山陽小野田市に入ってくる予定です。この補助金については、消防以外に市道の整備とかにも使えますので、必ずしも自動的に基金を積むのではなく、この2年間は基金を積むよという計画をいたしておりまして、その後この交付金の使い方については、市全体で検討して、今後の使い道が決まってくんだらうと考えております。

笹木慶之委員 令和3年度で基本設計が終わったわけですが、そういう過程の中で新しい問題は出ませんでしたか。

橋本消防課長 基本設計においては、いろいろ調整事項はございましたけども、現段階で大きな問題は発生しておりません。

長谷川知司分科会長 ほかほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では私から、令和3年度に続いて令和4年度実施設計ということですが、今もう実施設計は出されているんですか。

橋本消防課長 入札は終わりましたので、今実施設計を藤田建築設計のほうで調整をしています。

長谷川知司分科会長 前にも私がお願いしたのが、隣接して都市公園があるので、都市公園と一体的になって、まだ都市公園の用途とかがどういふものになるというのは確定しておりませんが、公園に対してあくまでも親しみやすいオープンな施設にさせていただきたいと思います。平面図を見たら窓とかそんなに設けることはできないにしても、親しみのある壁画を作るとか、そういうソフト面で親しみやすい庁舎にさせていただければというのが要望でございます。

岡山明委員 今図面を見せてもらったんですけど、既設側と新設側で、出入口とかの関係をちょっと具体的に話していただければ助かるんですけど。この図面ではちょっと分からないです。

橋本消防課長 3ページの図面ということですね。既存の庁舎を使いながらという形になりますので、今お示ししているのは、令和5年度、6年度に完成した直後の図面になります。図面でいうと上側が国道になります。既存庁舎の東側、青年の家側に仮設の道路を造って、車が折れる絵があるかと思うんですけども、当面はそこを通過して、消防車両が出入りする形になります。最終的には令和7年度で、今建っている現消防署増生出張所を解体いたしまして、庁舎から直接、国道190号線に出られるような状態になるということでございます。

岡山明委員 3ページの色が付いているところが新しい庁舎で、上の図の庁舎は最終的には解体されるということで、消防車の出動に対して、何ら差し障りはない、問題ないという状況でいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司分科会長 ほかにはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ページを追っていきたいと思います。議会費から行きます。124から127ページで何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、消防に行きたいと思います。318ページから321ページです。

伊場勇委員 319ページの非常備消防費についてお聞きします。予算に関わってくる問題じゃないかもしれませんが、消防団の方、いろいろスキルを持っている方がいらっしゃるということで、前回の予算のときに、どういうスキルを持っているか収集していると聞いています。その後、令和3年度、どういった集め方をしてどういう人がいらっしゃるってとか、まだ運用まで至ってないかもしれませんが、その辺はどういうふうなことだったのかなと思ってお聞きします。

橋本消防課長 取得免許等は担当で把握はさせてもらっていますが、それを今後どういうふうに生かしていくかというのは、まだ議論ができていません。

伊場勇委員 取得免許については、各分団で把握するわけじゃなくて、全体としての有資格者とかといったところは、もう全部把握されているということなんですね。

橋本消防課長 全部と言われると全部じゃないですけど、ある程度、車の運転等で必要な部分とか、今後若い方は免許の形が変わりましたので、現状の若い方の免許では、消防車を運転できない可能性もあるので、その辺の中型、大型というランクの持っている、持っていないという部分を把握させてもらっています。あと、その他必要に応じて、重機等を使える資格等は、ある程度は、現場のほうで把握はさせていただいています。

伊場勇委員 大災害が起こったときには自分の命も一番大事ですけど、やっぱり消防団の方もできる限りのことをしていただくことになると思います。

それについて、最大限のパフォーマンスができるように備えていく必要もあるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。要望になりましたけど。

岡山明委員 今言われたように、そういう免許とか国家試験とかいろいろあるでしょうけど、消防団で、皆さんが完璧に乗れるようになっているんですか。普通免許で消防車を運転できるんですか。たしか大型か何か持たんとできないでしょ。

橋本消防課長 現状の、平成28年ぐらいの改正以前の免許を持たれる方でしたら、消防車は全部運転できます。通常の普通免許で運転できるようになっていますので、公設のほうの車もほぼ運転できる状態です。ただ、今後若い世代が、例えばオートマ限定だったり、普通免許しか持ってないという中で、ちょっと大型化している消防車が運転できない可能性は出てきますけども、現状の運用の中においては一切問題ございません。

長谷川知司分科会長 今の分団の車は、そういう形で運転できますということですよ。

岡山明委員 消防車は普通免許で乗れるということで、消防団の団員も少ないという状況の中で若手を引っ張り込まないといけんということであれば、例えば、最近免許を取った方々の今後の免許というか、新たに免許を取っていただく、そういう免許の公務のための予算化というのは、今後考えられているかどうかお聞きしたいんですけど。

橋本消防課長 現時点では、将来的な免許資格取得を公費でということは考えておりません。というのが、現状の消防団員の皆さんではほぼクリアできている状況ですので、今後、長い将来に当たっては、考えていかなければいけない部分にはなってくるかと思えますけども、差し迫って、現状公費で予算化というイメージは、消防では持っておりません。

岡山明委員　また同じ話になって申し訳ないけど、若い人はオートマという状況で、免許の体制もやはり考えていかないと、新しい消防団の団員を受け入れる中で、免許の予算をこっちが出さんとなると、それもちょっと待ってよということになると思うんですよ。消防団に入るメンバーは、そういう中型、大型免許を取れますよとアピールすることで、消防団の入団を増やすという形も今後必要と思うんだけど、その辺どうですか。

橋本消防課長　先ほどお伝えしたとおり、今考えていないというのが現状でございます。長い将来の中で、そこは検討していかなければいけないようでしたら、また考えなければならぬでしょうけれども、現状、消防団の車を運用する上で大きな問題はないということで今考えております。

岡山明委員　考えていないということですが、例えば理科大学の学生が消防団に入ったときに、免許に関しては中型じゃないと思うんですよ。そういう状況で、理科大学の学生を消防団にという話になると、ちょっと厳しいと思うので、今後早い時期に、例えば大学生の消防団に入隊するメンバーに対しては考慮するというのはいかがですか。

長谷川知司分科会長　入られた方全員が運転するんじゃなくて、運転される方は今ある程度充足しているということですので、今後、必要に応じて考えられるという答弁だったんですけど、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

橋本消防課長　今の理科大生の件をちょっと補足させてください。理科大学の学生は、消防団の中でも消防団本部という組織に入ってもらっています。現状、学生が各分団に入られて災害活動をされるということはありません。あくまで消防団本部ということで、ボランティア活動があったりPR活動があったときに、一緒に協力していただくというのが学生消防団の位置づけですので、現状理科大生にどんどん入ってもらっても、消防

車を直接運転することはございません。先ほどありましたけども、当然各分団においても、実際に車を運転できる能力がある人を機関員という形で認定しますので、誰もかれも来た者から車を運転して現場に行けということはまずありませんので、そこは限定的になってくると思います。

古豊和恵委員 321ページの一番下の消火栓負担金についてお尋ねいたします。この消火栓というのは、火事になったとき非常に大切なものだと思います。やはり住宅地なんかには新設されると思うし、住宅がない場合はどうされるのかな。この1,000万円のうち、新設に回るお金とか古い設備を直すためのお金というのは、どういう割合で新設されるのかお尋ねします。

橋本消防課長 321ページの負担金、補助及び交付金の消火栓負担金というのは、あくまで消火栓の改良工事なり修理の負担金になっております。新設はここに入っておりませんので、あくまで市内の水道管にくっついてある消火栓の修理という形になります。新設につきましては、12節委託料に消火栓新設委託料108万7,845円というのがあるかと思えますけども、そちらが新設の委託料になります。

長谷川知司分科会長 これ、おのおの何基か分かりますか。(発言する者あり)
資料はありますか。御無礼しました。

伊場勇委員 当初18基予定で、これ補正で変更されたんですよね。12基になったということですけど、補正で減った理由をもう一度教えてもらっていいですか。

橋本消防課長 昨年度補正させていただいた理由は、水道局の配管の改修工事に計画のずれが発生しましたので、今年度実施できないということで、減額補正をさせてもらっています。

長谷川知司分科会長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では
審査番号②を終わります。ここで、職員入れ替えのため10分間休憩い
たします。どうもお疲れ様でした。

午後2時5分 休憩

午後2時13分 再開

長谷川知司分科会長 では、休憩を解きまして審査会を再開いたします。審査
番号①、税務課と大学推進室です。最初に審査事業について説明を一つ
ずつお願いします。

大谷大学推進室長 それでは、審査対象事業7番、山陽小野田市立山口東京理
科大学授業料等減免補助につきまして御説明いたします。審査資料25
ページを御覧ください。当該事業の概要につきましては、令和2年4月
1日に施行されました大学等における修学の支援に関する法律に基づき
まして、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が行う入学金、
授業料の減免に要する費用を、公立大学法人の設立団体である市がその
費用を支弁するものでございます。当該事業の対象及び手段は、公立大
学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に補助金を交付するもので、事
業の意図は、学生の経済的負担を軽減することにより、修学を支援する
ものでございます。本事業の令和3年度の決算額は8,270万1,2
00円で、その内容につきましては、審査資料26ページを御覧ください。
上段の表は、入学金及び授業料の学生1人当たりの減免単価を掲載
しております。入学金及び授業料の減免割合は、対象者世帯の所得状況
に応じて、3分の3の全額減免、3分の2減免、3分の1減免と3段階
に支援区分が判定されるとともに、一定以上の所得がある場合は、減免
の対象外となります。入学金の減免額は、支援区分に応じて28万2,
000円、18万8,000円、9万4,000円となり、半期の授業
料の減免額は、支援区分に応じて26万7,900円、17万8,60

0円、8万9,300円となります。なお、入学金につきましては、学生又は当該学生の一親等の親族で、入学手続完了日の6か月前から引き続き市内に住所を有することが確認できる場合には、入学金が2分の1となりますので、減免額は入学金の2分の1の額14万1,000円について、支援区分に応じて減免いたします。次に令和3年度の実績、また参考としまして、令和2年度の実績をそれぞれ入学金と授業料別に掲載しております。令和3年度の入学金減免の実績は、減免者数の合計が39人で、減免金額の合計は822万5,000円でした。次に授業料減免の実績についてです。前期授業料の減免者数の合計は178人、減免金額の合計は3,750万6,000円となり、後期授業料の減免者数の合計は174人、減免金額の合計は3,697万200円となりましたので、前期、後期の授業料減免の合計額は、7,447万6,200円でした。なお、前期と後期で授業料の減免人数及び金額が異なりますのは、前期授業料減免の所得判定は、令和2年度市民税の課税標準額を基に判定され、後期授業料の所得判定は、令和3年度市民税の課税標準額を基に判定されるためでございます。以上より、入学金と授業料の減免額の合計は、8,270万1,200円となりましたので、この減免額に対しまして、市が公立大学法人に授業料等減免補助金を交付いたしました。なお、授業料等減免補助金の財源は、その全額が一般財源で、令和3年度に授業料等減免分として措置されました地方交付税を活用しております。それでは、審査資料の25ページにお戻りいただきまして、活動指標又は成果指標について御説明いたします。関係法令により、授業料等の減免に要する費用については、その全額を市が負担するものと規定されておりますので、成果目標を大学が行う授業料等の減免に要する費用に対する市の負担割合として目標を100%と設定し、実績及び目標達成率は、公立大学法人が実施された授業料等の減免費用の全額を市が補助いたしましたので、それぞれ100%としております。また、成果といたしましては、公立大学法人が実施された授業料等の減免に要する費用を市が支弁し、減免対象となる低所得世帯の学生の経済的負担を軽減することにより、修学を支援いたしましたの

で、目標達成度をA評価としております。なお、令和5年度に向けた課題及び改善策につきましては、授業料等減免に要する費用を市が不足なく支弁するため、公立大学法人と定期的な情報交換を行い、減免状況の把握に努めてまいります。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司分科会長 委員の質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 減免を受けた方の人数は載っているんですけど、工学部、薬学部、それぞれ大体何人ずつぐらいの方が、減免措置を受けていらっしゃるのでしょうか。

大坪大学推進室主査 入学金に関しましては、工学部29人、薬学部10人の計39人でございます。授業料に関しましては、前期が工学部130人、薬学部48人で、計178人となります。後期が工学部129人、薬学部45人で計174人でございます。

長谷川知司分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）減免の学生に対する周知というのはどのようにされているかを教えてください。

大坪大学推進室主査 学生に対する周知に関しましては、4月に行われます新学期の配付書類にて内容を周知されておられます。また、こちらの授業料等減免補助というのが給付型奨学金と連動しており、奨学金のガイダンスを年数回実施されていますので、そちらのほうでも周知をされています。また、学内のポータルサイトでも、情報を提供しているということも伺っております。

長谷川知司分科会長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。27ページです。

大谷大学推進室長 それでは、審査対象事業 8 番、山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金事業につきまして、御説明いたします。審査資料 27 ページを御覧ください。当該事業の概要につきましては、山陽小野田市が平成 28 年 4 月に設立いたしました公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるため、地方独立行政法人法第 42 条及び公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金交付規則に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に対して運営費交付金を交付するもので、当該事業の対象、手段及び意図は、ただいま御説明いたしました事業概要のとおりでございます。この運営費交付金は、市が定めた公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が 6 年間で達成すべき業務運営に関する中期目標を達成するために活動する公立大学法人の業務の財源に充てることにより、法人の持続的な運営を確保することを目的として、公立大学法人が定めたその事業年度の業務の運営に関する計画である年度計画に定める事業を実施するために要する経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額を交付するものでございます。当該事業の令和 3 年度の決算額は 16 億 4,594 万円で、その財源につきましては、審査資料 28 ページを御覧ください。運営費交付金の決算額 16 億 4,594 万円の財源の内訳は、15 億 7,880 万 9,745 円が一般財源で、令和 3 年度に大学分として措置された地方交付税を活用しております。また、公立大学法人運営基金からの繰入れを行っており、企業や個人様から頂戴いたしました山口東京理科大学への寄附金を基金に積み立てておりましたものを財源とする基金繰入金 が 405 万円、また、大学分として措置されてまいりました地方交付税の余剰分を基金に積み立てておりましたものを財源とする基金繰入金 が 6,308 万 255 円となります。この基金繰入金 6,308 万 255 円につきましては、令和 3 年度に大学分として措置されました普通交付税額が、下の参考の表に記載しておりますとおり、合計で 22 億 5,470 万円であったのに対しまして、公立大学法人に交付いたしました運営費交付金及び授業料等減免補助金、また、薬学部建設事業費及び定住促進事業費などの大学関連経費への支出の合計額が 23 億 1,778 万

255円でしたので、6,308万255円ほど財源が不足することになり、この不足額を公立大学法人運営基金から繰り入れたものでございます。ここで、運営費交付金や普通交付税措置額等に関する参考資料としまして、本日お配りしております参考資料の①、②を御覧ください。参考資料①は、平成28年度からの運営費交付金の交付額や学生数及び普通交付税措置額の推移を、参考資料②は、公立大学法人運営基金の推移を記載しております。それでは、審査資料の27ページにお戻りいただきまして、活動指標又は成果指標につきまして御説明いたします。成果指標は三つございます。指標は、上から工学部、薬学部、大学院の収容定員としており、成果、実績を在学生数としております。まず一つ目の工学部の学生数は、収容定員800人の指標に対して実績が853人、目標達成率が106.6%となっております。二つ目は、薬学部の学生数で、4年次までの収容定員480人の指標に対して実績が487人で、目標達成率は101.5%となっております。三つ目は、大学院の学生数で、収容定員39人の指標に対して実績が40人、目標達成率が102.6%となっております。また、成果としましては、公立化及び薬学部開学から令和3年度まで、工学部、薬学部ともに学生数は収容定員を上回っており、運営費交付金等の市からの財源措置と授業料収入等の自主財源により、順調な法人及び大学運営がなされていると考えておりますので、目標達成度をA評価としております。なお、令和5年度に向けた課題及び改善策につきましては、運営費交付金は、市が定めた中期目標を達成するために活動する公立大学法人の持続的な運営を確保することを目的として交付しておりますことから、公立大学法人の業務や果たすべき役割を踏まえつつ、より自律的、効率的な法人運営に資することができるように公立大学法人としっかりと情報共有を行った上で交付してまいります。最後に、本日お配りしております参考資料について御説明いたします。参考資料③は、学生数の推移や一般入学試験の志願倍率の推移、学部入学者に占める県内出身者の割合、学部卒業者の県内就職率の推移を、参考資料④は大学費の歳出明細、参考資料⑤は大学費の歳入明細をお示ししております。以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司分科会長 委員の質疑を受け付けます。

伊場勇委員 先ほど参考資料③で説明いただきました県内出身者というところがありますが、その中で、市内の出身の方とか市内枠とか、そういった関係からの学生数等々について教えてください。

大谷大学推進室長 すみません。市内の人数については把握しておりません。また、今後確認させていただきたいと思います。

伊場勇委員 市内の高校から、希望して入試をどれぐらいの人が受けるのかというのを知りたいなと思うし、どれぐらいの方が入学されたのかなと思って。市内枠ということを知ったことあるんですけど、それについてはえこひいきはしちゃいけません、その点は、何かこう増減したりするのかと思って聞きました。

高橋大学推進室副室長 今パンフレットに、ある程度数字は出ているとは思いますが、考え方といたしまして、市内枠というのが、工学部と薬学部につきまして、それぞれ令和3年度までは、5ほどあったと思います。ただ、この市内枠につきましては、令和4年度からはなくなったというふうに聞いております。令和4年度というのが令和3年度入試分です。

古豊和恵委員 なくなった理由はあるんですか。

高橋大学推進室副室長 私、実は大変その市内枠を重視しておりまして、個人的にずっとそのデータを見ていて、すごく気になったので、大学の関係者の方に一度聞いたことがあります、それはお答えできないと。この市内枠とか指定校の推薦枠とかといったものは、あくまで全て大学の裁量で決められていると。ただ、令和3年度の入試からなくなったのは、

県内枠の充実と、あと全国枠を新たに設けられたためと聞いております。

古豊和恵委員 ということは、県内枠が増えた結果、市内枠がなくなったということでしょうか。

高橋大学推進室副室長 県内枠が増えたのと、新たに全国枠を増やされたと聞いております。

長谷川知司分科会長 全国枠という意味がちょっと理解しにくいですが、よかったですら分かりますか。

高橋大学推進室副室長 これはあくまで推薦入試に関することです。要は令和2年度の受験生までは、市内枠と県内枠それぞれの所定の数字しかありませんでしたが、市内枠を削ると同時に、県内枠を少し増やされて、新たに全国枠を増やされたということで、要は全国から推薦入試を受けることができるようになった制度が新たに始まったということです。

古豊和恵委員 27ページの活動指標又は成果指標の中で、達成率が、令和3年度106.6%、101.5%、102.6%。これは入学して卒業した人数を把握しているんですか。途中で辞めた人はどうなっているんですか。それはいないということでしょうか。

大坪大学推進室主査 こちらに掲載しております学生数というのが、各年度の5月1日時点の学生数になります。そこで学校調査がございまして、そこに提出する数字となっております。

長谷川知司分科会長 どこの大学も一緒ですけど、途中で辞められる学生は、やっぱりいると思います。

伊場勇委員 大学側と情報共有をしっかりと行った上で運営費交付金を交付する

とか、市が作った中期目標を達成するために、いろいろ協議を重ねていらっしゃると思うんですが、別にそういう協議会があるわけじゃなくて、どちらかがちょっと話そうとなってやっている感じですか。別に協議会というのは特にはないんですか。

大谷大学推進室長 名前のついた協議会というのはございませんが、定期的に月1回とかで、予算時期にあれば予算要求時に合わせて随時、ヒアリング等を行うことで情報交換したり、また、授業料等の減免については、逐次、必要に応じて大学との情報共有を図ったりしております。最低月1回ぐらいは対面で会って、テーマがなくても、お話しする機会を設けて情報を共有していきましょうという形を今取っております。

宮本政志副分科会長 27ページの下の方に、令和5年度に向けた課題がありますよね。下から2行目に、公立大学法人の果たすべき役割とありますが、果たすべき役割とは何でしょう。

大谷大学推進室長 公立化としていけば、一番は地域貢献になろうかと思えます。当然、教育研究で大学として発展していくということは、一つの柱としてありますが、公立大学ということでは、地域貢献ということになろうかと考えております。

宮本政志副分科会長 その中には、例えば、学生にこのまま、本市に定住してもらおうという役割というのは、入るべきものですか。

大谷大学推進室長 地域貢献の一つとして、若者の定住ということも当然入ってまいりますので、インターンシップとか、市内の企業の皆様に御協力いただく中で、積極的に行ったりとか、企業の方に来ていただいて、講義等をしていただいたりということもございますので、そういった活動はしております。

宮本政志副分科会長　そうすると、これ参考資料③の一番下、県内就職率がせっかく推移では高かったのに、ぐんと下がってますよね。市内の就職率は恐らくデータないかもしれませんが、これを改善していかないと、県内の就職率がどんと下がるということは、どんどん県外に出ていくということですから、今言われた役割というのなかなか達成できないと思うんです。その辺りはどのように捉えて、対策を練っていこうとお考えですか。

大谷大学推進室長　宮本副会長がおっしゃられたとおり、令和4年3月に卒業された方につきましては、数値がかなり下がっておるということになっております。ただ、この影響がどういったものなのか、コロナの影響があって求人の状況がちょっと難しかったのかということもあろうかと思いますが、大体これが公立大学の全国的な平均としては、県内の就職率が大体4割から4割5分ぐらいの状況でございます。ただ、これを見ると、平均にもまだ達していないということになっておりますので、市内の企業様とも連携を深めておりますし、県内の企業様ともいろいろインターンシップとかで連携等を深めております。その辺を含めて、今後、また更なる就職活動、入り口というか、大学また出口も大変大切であると大学もしっかり認識をされておりますので、市においても御支援できることがあれば一緒に協力していきたいと考えております。

長谷川知司分科会長　これはまだあくまでも工学部だけですよね、薬学部は卒業生がないから。（「はい」と呼ぶ者あり）

前田浩司委員　今インターンシップという話がありまして、過去3年間のインターンシップの事業所の数というのが、もし分かれば教えていただきたいんですが。

大谷大学推進室長　すみません。ちょっと今手元に資料がございません。

前田浩司委員 もし、また後日でも結構なんで、インターンシップの事業所の数と、逆に御縁のあった生徒の数のパーセンテージも、もし分かれば、併せて資料を頂ければということでお願い申し上げます。

大谷大学推進室長 かしこまりました。

伊場勇委員 28ページの財源寄附金で、公立大学法人運営基金繰入金の405万円についてなんですが、これは、今まであったのをまとめてですか。何年分とかあるんですか。

大坪大学推進室主査 これにつきましては、平成30年度から令和2年度までに頂きました寄附金を積み立てていましたものでございます。

伊場勇委員 全て一つの企業から頂いたものですか。

大坪大学推進室主査 企業様が一つで、企業様が関連する基金が一つ、あと個人様が御一方いらっしゃいます。

長谷川知司分科会長 では審査事業を終わりました、ページを追って決算書に行きたいと思います。150ページから行きましょう。150ページから151ページです。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次行きましょう。170ページから173ページまで行きましょう。ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）190ページから193ページまで行きましょう。これは大学になります。

伊場勇委員 発注支援委託料というのが、ゼロになっておりまして、理由等をちょっと教えてください。193ページですね。予算に計上していたけど、決算ではゼロになっていたんで、説明お願いします。

大坪大学推進室主査 発注支援委託料につきましては、大学のグラウンド、駐

車場、テニスコートの整備に関わる予算を立てておりましたが、大学のほうで整備することになりましたので、予算を落としたような形になります。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）歳入に行きましょう。52ページから55ページまでで。

笹木慶之委員 55ページ、たばこ税の中の収入未済額とあるのは、どういうものでしょうか。それと滞納繰越分はどういうものでしょうか。

矢野税務課長 市たばこ税の上にある数字は、その前の軽自動車税に係るものになりますので、たばこ税としてはございません。

笹木慶之委員 段が違うんじゃないね。分かりました。

古豊和恵委員 55ページの滞納分ですね、たくさんあると思うんですけど、土地、家屋、それから55ページの真ん中辺りですね。これは、だいたいいつ頃収集できるか、見込みというのはあるんですか。このまま終わりですか。

矢野税務課長 いつ頃完全に終わるのかと聞かれると、それは少し回答には困るんですが、当然その管理をしておりますので、督促、催告したり、取れないということであれば、不納欠損で落としたり、はたまた調査の結果、資力がなければ、滞納処分の執行を停止したりというところで、日々努力をしているところでございます。当然解消に向けて進めて行っておるものでございます。

古豊和恵委員 こういうのは、最長何年ぐらい待ってもらえるものなんですか。

矢野税務課長 基本法律上は、納付期限から20日を過ぎれば督促状を発送し

なければならぬ。督促状を発して10日後からは、換価などをして進めていかないとならないことになっておりますので、何年ということはありません。言葉で言うなら、速やかに支払ってくださいということでございます。

伊場勇委員 たばこ税についてですが、予算より結果1割ぐらい増えておりますが、担当課としてどういう見解でしょうか。

矢野税務課長 まず予算を組んだときに、健康意識の向上もあり、消費本数が減少傾向にありました。そのため、令和2年度に比べて令和3年度の消費が落ち込むとして、4億1,100万円で予算を組んでおったんですが、実際調定を挙げる中で、その本数的なものが、それほど落ち込みがありませんでしたので、令和3年度につきましては3,000万円のプラス補正をした上で、この決算となりました。結果として、本数自体は、令和2年度と変わらず、7,570万本余り消費されているものになります。一つは、軽微な葉巻たばこの本数の見直しであったり、加熱式たばこの本数の見直しであったりとか、それまでは0.7本換算だったのが、1本換算になったりという改正が絡まっていますので、本数的には同じ本数となっていますけど、そういった本数の加算があって同じ本数になっていますので、実際の消費としては若干下がっているのかなと見ております。上がったのは税率改正です。1本当たりの税率が、令和3年10月に改正されておりますけど、その影響もあって、プラスに転じたと見ております。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、審査番号①を終わりました、10分間ほど休憩いたします。次は3時から再開します。

午後2時50分 休憩

長谷川知司分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。審査番号
③、審査事業 5 の説明を執行部からお願いいたします。

河田総務課長 それでは審査事業 5、防災気象情報システム導入事業の事業内容について御説明いたします。審査資料の 17 ページをお開きください。まず、事業の内容について御説明します。従来、本市の 2 級河川について、その一部には河川カメラ及び簡易水位計が設置されていましたが、多くの 2 級河川には未設置であり、早急の整備が望まれていました。そこで、河川カメラ、量水板、雨量計を設置し、これらの情報と天気予報、県が設置している簡易水位系の情報が一元的に確認できるシステムの構築を行いました。設置箇所につきましては、3 枚めくっていただきまして、22 ページに記載しております。左側の河川監視カメラにつきましては、通し番号の重複がありまして、3 段目の有帆川以下の番号を、一つずつずらしていただければと思います。申し訳ございませんでした。この表のとおり、山陽小野田市が設置者となっておりますところ 6 か所に監視カメラを設置しております。また、中央の水位計の表のうち、大正川の石丸橋、桜川のさくら橋、前場川の前場橋、糸根川の糸根橋に量水板を設置しました。それから、右側の雨量計のうち、大正川の山野井地区、有帆川、稲倉川、糸根川に雨量計を設置しました。これにより、リモートで河川の状況を確認することができ、危険な状況の中で職員を派遣する必要がなくなるとともに、災害時の避難情報の発令判断を早めることができるようになりました。また、収集した情報は、インターネットを通じて市民の皆様にも御覧いただくことができ、市民が災害情報をリアルタイムに取得できることで、自助・共助による早めの避難行動を促すことが可能となります。恐れ入りますが、2 枚戻っていただきまして、18 ページをお開きください。こちらの QR コードをお持ちのスマホで読み込んでいただくか、市のホームページから山陽小野田市防災気象情報のバナーをクリックしていただくことで御覧いただけます。次の

19ページでは、このシステムで確認できることの一覧を記載しております。この中でも特筆すべき機能としましては、河川監視カメラによる現在の河川の様子と県の設置した簡易水位計による河川の断面図を併せて確認することができることです。河川の水位について、画像による視覚と、断面図で確認することとを併せることで、より具体的な河川の様子をリアルタイムで把握することが可能となりました。今後は、より分かりやすく簡単に情報伝達ができるよう、レイアウトの変更や、他のシステム等とのリンクについて検討してまいります。1枚戻っていただきまして、17ページをお開きください。支出の内訳につきましては、2款1項14目委託料の防災監視カメラ等設置委託料2,068万円が、このシステムの導入に要した費用となります。この財源としましては、このうち2,060万円を緊急防災・減災事業債を活用しておりまして、こちらは交付税算入率が70%と、有利な財源となっております。事業実施による成果につきましては、先ほど御説明しましたように、情報収集や情報共有が可能となり、事前避難の行動につなげることができ、また、職員の危険を低減することができることから、目標を達成していると判断し、目標達成度をAとしております。また、今後の課題としましては、システムや備品の維持管理を適切に行っていく必要があると考えておりまして、これまで御指摘のありましたカメラの画像の調整や河川断面図の表示を分かりやすくすることなどにも引き続き取り組んでまいります。今後の方向性につきましては、この成果の現状を維持していくとともに、コストに関しては維持管理費が必要となりますので、現状維持としております。審査事業の御説明は、以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を受け付けます。

笹木慶之委員 22ページに監視カメラと水位計と雨量計の場所と設置者が書いてあります。そこで疑問に思うのは、監視カメラと水位計の関係です

が、同じ場所にあると思うんですけど、片方は県が設置して、片方は市が設置しているという状況については、どのような考え方でしょうか。

河田総務課長 水位計の設置の経緯につきまして、当初は市で設置を考えておりましたけれども、河川の管理者であります県と協議する中で、県で設置していただけるという話がございましたので、水位計につきましては、県に設置していただいたという経緯がございます。

笹木慶之委員 それならば、なぜ監視カメラも県が付けなかったのかということなんです。

河田総務課長 河川の監視カメラも県にというところもございましたけれども、県も予算と県内での事業の進捗が限られる中で、市で早く設置をしたいという思いがございましたので、スピードを重視しまして、市で設置するという経緯に至っております。

笹木慶之委員 分かりました。設置のときに総務部長はそのようなことを言われたので、その精神が貫かれておるということですね。もう1点は、雨量計の設置場所のことです。雨量計の設置場所を見てみますと、小野田地域が竜王の1か所なんですよね。そして、埴生が1か所、山野井というか、出合地区が1か所、有帆川があるから小野田は2か所かな、あとは厚狭ということになっているんですが、そこで気になるのは、雨量計をなぜ川に設置しているのかということなんです。場所の表現ができなかったからなんですか。

河田総務課長 雨量計の設置場所でございますけれども、雨量と河川の水位との相関がございますので、その近くに設置して、雨量の測定を行い、河川への流入を検討するという考えです。

笹木慶之委員 そうすると有帆川の雨量じゃないんですよね。場所については、

有帆地区の雨量ということなのでしょう。設置の場所は河川の縁に付けてあるのか分かりませんが、表現でちょっと雨量計の機能と目的が合わないなと思ったから聞いたんです。そういうことでしょうか。

河田総務課長 設置の場所というのは、制約がございますけれども、市としましては、雨量が河川に流入して水位に影響するという考えです。

笹木慶之委員 もう1点は、大正川に二つ付けてありますよね。いわゆる下流と上流ということだと思うんですけど、下流のほうが県ですね。上流のほうが市ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

古豊和恵委員 17ページの令和5年度に向けた課題のところに、維持管理を行っていく必要があると書いてあります。水位計、雨量計は、どの辺りに付けてあるのか、私もよく知らないんですけども、やはり水が流れ、場所によっては泥が流れていくものもあるかもしれないわけですよね。そうすると山口県が設置したものというのは、維持管理も県にさせていただいていいわけですよね。

河田総務課長 維持管理につきましては、設置しているところが維持管理の経費を負担していくこととなりますので、県が設置しておられるものについては、県の負担となります。こちらの維持管理に要するコストでございますけれども、皆様にインターネットで御覧いただくようなシステムそのものの維持、ホームページで御覧いただくようなサーバーの運営経費といった情報システムの経費も含まれると御理解いただければと思います。

伊場勇委員 災害対策本部が立ち上がったときに、このシステムをどのように使っていらっしゃるんですか。運用するときですね。

河田総務課長 このシステムを導入しまして、まだ災害対策本部の設置に至っ

たという実績がございませんけれども、本部のほうにも必要なパソコンを設置しますので、その画面を大型のディスプレイで投影するなどして情報共有を図るという使い方をしたいと考えております。

岡山明委員 今回、監視カメラ、水位計、雨量計を県と市が設置されているけど、県と市の連携は取れていますか。

河田総務課長 皆様にホームページで御覧いただく画像ですとか、断面図ですけども、県で運用されているシステムとのデータ連携がありますので、県のシステムで測定された数字、状況につきましても、本市のホームページから御確認いただけるというような情報の連携を行っております。

岡山明委員 私が聞きたいのは、カメラや水位計、雨量計が設置された状況で、市民の安心感じゃないけど、県の人も山陽小野田市の状況を見て、今後台風が近づくとということになると、線状降水帯も気象庁で調べないといけんという状況で、県と市が連携し、気象庁のほうも山陽小野田市の雨量を見ることで参考になっていますか。

河田総務課長 一つ目でございますけれども、県の土木事務所との連携でございます。やはり本市のシステムの設置に至りましては、県に設置していただいた機材もございますので、その辺りは御承知でございますので、本市の状況を把握されるときには、県でも本市のシステムを御覧いただいていると思います。もう1点、气象台がこちらのシステムを御覧になっているかというところでございます。19ページの資料が少々分かりにくくございまして恐縮でございます。各種リンク先としまして、市民の方がホームページを御覧いただいたときに、市のカメラの状況はこうなっているけれども、气象台の気象警報等はどうなっているんだろうというときに、ワンクリックで气象台のホームページを御覧いただけるという趣旨でのリンク先でございます。气象台が各種気象警報等を発令される場合には、气象台でも独自にコンピューターでシミュレーションさ

れるなどのシステムをお持ちでございますので、气象台がこの度のシステムを直に参考にされるということはないのかなと思っております。

川地総務部長 气象台なり県との連携でございますけども、この水位計も見ますし、そもそも線状降水帯が出る可能性があるのと、向こうからも逐次、こちらのほうに報告あるいは電話連絡がありますので、私どもも適時適切に連携を図ります。それとともに、この防災気象情報システムを作った会社に気象予報士がおりますので、气象台とは別の観点から、山陽小野田市独自の水位計の量とかを見ていただく中で、独自の判断をしていただく。ですから、いろんな面から山陽小野田市の状況はどうなっているかという情報をいち早く手に入れて、対策を取ります。もう1点は、県との関係でございますけども、宇部土木事務所も今回の7月18日、19日の雨量の関係、特に東厚保で相当な量が降りましたけど、まずホットラインで連絡があって、気を付けなさいということがございます。様々なツールとかを利用する中で連携は密に図っておりますし、今後も更なる連携を図って、逃げ遅れゼロを目指した対応を練っていきたいと考えております。

岡山明委員 私が気にしとるのは、厚狭川は美祢市と山陽小野田市の両方が絡んでいて、今回、厚狭川に県と山陽小野田市の両方が河川監視カメラを付けて、ある程度そういう目安が見られるようになりました。美祢市側の上流も監視されているという状況で、下流側の山陽小野田市に対して注意喚起じゃないけど、市は離れているけど、上流側の美祢市と下流側の山陽小野田市の連携というのは、この監視カメラ経由でどうかなと思います。これは美祢市も見られるということですか。

河田総務課長 もちろん美祢市におかれましても、本市のホームページは一般に公開しておりますので御覧いただけますし、厚狭川流域全体の状況については、県の宇部土木事務所のほうで、流域の流れについても監視をされておられると思います。

長谷川知司分科会長　今の件ですけど、川上と川下、特にこの前の厚狭川の氾濫のときは、川上の状況を知るというものはワンクリックで見られるようになっていてるんですか。

河田総務課長　それぞれのカメラについて、クリックしていただきますと画像を御覧いただけるようになっております。

長谷川知司分科会長　ワンクリックで美祢の上流とかが分かるわけですか。

河田総務課長　御覧いただけるようになっております。

宮本政志副分科会長　22ページの雨量計の件ですけど、先ほどの笹木委員の質疑にも絡むんですけど、県が竜王とか東側、大正川に雨量計を設置する条件というか定義はあるんですか。多分適当に付けるんじゃないくて、何かしらの条件で設置すると思うんだけど、分かりますか。

河田総務課長　雨量計のところに記載をしております県の三つの雨量計でございますけれども、歴史があるものでございまして、地理的に県内の状況を勘案しながら、小野田地区、埴生地区、厚狭地区の大正川に雨量計を設置しておられて、県内全体の気象動向を把握する上での必要性から設置をされているものと理解しております。

宮本政志副分科会長　そうすると、本市も設置するときには、そういったことに準じて付けたということですか。

川地総務部長　本市の雨量計を付けたときに、まず県がこの3か所に設置しております。本市の全体の動向を把握するためにどこに付けようかという話になったときに、この防災気象情報システムの会社といろいろ綿密に図った上で、こことこことこがいいでしょうねということで、この4

か所に付けたという経緯がございます。この4か所で、大体山陽小野田市の全体の情報がある程度分かるのではないかとということで、向こうの意見を聞きながら付けさせていただいたということです。

宮本政志副分科会長 大体1か所幾らぐらい掛かるものですか。

河田総務課長 事業全体ということで経費を算定していただいておりますので、箇所によって条件が異なり、金額が変わってくるかと思いますが、個別の額は把握しておりません。

宮本政志副分科会長 予算は付ける条件によって違うでしょうけどね。さっき長谷川会長も言われたように、川の辺だけじゃなくて、もっと山林部とか上流部とかで、どーっと降ると支流の河川や厚狭川、有帆川にどーっと流れ込むつぼみたいなところもあると思うんですよ。やはりそういうところも今後少しずつ増やしていくと、さらにこのシステムがあるかないかと言うと、あったほうがもう全然違いますよね。だから、もっと発展させるのにそういう必要なところに増やしていただいたいと思うんですけど、そういう検討というのはいかがですか。

川地総務部長 特に18、19日の災害を見ると、大体下関の方面、特に埴生の東側、それから美祢の東厚保、このラインで線状降水帯がかなり起きてきたということがございます。となると、その辺りの情報を手に入れるためには、副会長がおっしゃいましたように、ある一定のところこういう設備を整える必要があるかなと思います。水位計についても、私どものほうで増設を今検討をしているところでございます。

岡山明委員 一つ確認します。雨量計じゃないんですけど、海側のほうに台風で潮が上がってきた場合、高潮計はどこかに付いていますか。

河田総務課長 潮位計も市内各所に設置してございます。小野田港ですとか、

埴生のほうに潮位計という形で、潮の高さを測定する装置がございまして、こちらも県のホームページからも御確認いただけますので、御覧いただければと思います。

長谷川知司分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではページを追っていきたいと思います。最初に126ページから135ページまでです。

伊場勇委員 129ページの職員手当等についてです。通勤手当の会計年度任用職員について、予算よりも約3倍のお金が掛かったということなのですが、規定は正職員と一緒ですか。増えて、適正に払っていただいているんですけど、その点について教えてください。

古屋人事課長 手当の額は正規職員と同じです。27名分の会計年度職員の通勤手当となっております。

伊場勇委員 133ページの庁舎建設整備基金積立金で、補正で説明していただいたと思うんですが、今後の見通しも含めて、方向性を少し教えてください。

河田総務課長 庁舎の建設整備積立てのための基金でございますけれども、令和3年度から毎年1億円ずつ、将来の庁舎整備に向けて積立てを行っていくという考えでございます。

川地総務部長 この本庁舎の耐震改修工事が終わったところです。この耐震改修工事が終わって、ずっともつかというと、そんなことはございませんので、耐震工事をやったとしても耐用年数は15年から20年と私どもは考えております。となると、20年後、あるいは15年後ぐらいから新たな庁舎をどこに建てるかというのは別にして、やはり庁舎を建てるには相当な金額を要しますので、そういったことを考えると、大体令和

20年ぐらいからいろいろ協議して、毎年1億円ずつためて、18億円から20億円ぐらいをためることによって、3分の1ぐらいの財源をここで確保しようかと思っています。それ以外に、庁舎については起債というのもございます。庁舎というと公平の観点から、高年代の方々にも負担をしてもらうという観点の下で、長期的な視点に立って、私どもが勘案した中で、毎年1億円ずつ、18億円を目標に積立てようという考えで進んでおります。

前田浩司委員 129ページの職員手当の中の管理職員特別勤務手当という特別勤務というのは、どんな勤務になるのでしょうか。

古屋人事課長 この管理職員特別勤務手当は、管理職、課長級以上の職員が、土日祝日等に緊急あるいは臨時で業務に出た場合に支給される手当となっております。一応1日2時間以上というのはありますけども、課長4,000円、次長5,000円、部長6,000円。1日の勤務が6時間を超えると1.5倍の6,000円、7,500円、9,000円になります。

笹木慶之委員 135ページのストレスチェック委託料というのが、27万円支出されております。これはどのようなチェックをしておられるのでしょうか。

古屋人事課長 このストレスチェックは、毎年8月に全職員に対して実施しているものでございます。法律で義務づけられているものでございまして、57項目に対してチェックをする、自己診断というような形にはなりませんけども、その業者への委託料ということになります。

笹木慶之委員 その中で特に言われておるのは、キラーストレスというものです。これについてはチェックはしておられないんですか。57項目の中で分かるんですか。

古屋人事課長 キラーストレスというのは、複数のストレスが重なって動脈硬化とか脳卒中とかを起こす死に直結するようなストレスということだろうと思いますけども、当然そういう高ストレスの方は、このストレスチェックによって判定が出ます。判定が出たもののうち産業医の面談を受けていただく方もいますので、その中で把握できると考えております。

笹木慶之委員 もう1点お尋ねしますが、これは報道関係でいろいろ言われておりますけど、コロナの感染拡大によってストレスが拡大しておるといふことを言われるんですよね。それに対しては、特に項目立てて、チェックをしておるといふことはないんですか。

古屋人事課長 この57項目は、国が示している項目となりますので、特にコロナに特化したようなものはなかったかと思えます。

前田浩司委員 今の高ストレスのチェックに関連して、昨年、高ストレス者が何名ぐらいいらっしゃいますか。

古屋人事課長 水道、病院を除いて802名ほど受けておりました、そのうち高ストレス者が116名となっております。

前田浩司委員 高ストレス者がもし出られたら、産業医の方の面談を受けさせる。それ以外にも対策を取られていれば教えてください。

古屋人事課長 このストレスチェックは自身がチェックするものでありますが、その結果は事業主が見ることができないことになっておりますので、高ストレス者に対しては産業医の面談を受けてくださいと、文書で通知をしています。

前田浩司委員 その高ストレス者に対して補助をしてあげるとかといったこと

は自費ですか。その辺はどうなっているんですか。

古屋人事課長 このストレスチェックに関してお金が掛かるということはございません。産業医も市民病院の先生がいらっしゃいますので、そこで受けていただくということになります。

伊場勇委員 その下の職員研修委託料は、どういうことをされたか教えてください。

古屋人事課長 これは毎年やっておりますけども、人事評価の評価者研修というのをやっております。係長級職員以上、約180名に対して行っているものでございます。

伊場勇委員 その下の負担金、補助及び交付金ところの派遣職員給与費負担金は、補正で出たものかなと思うんですけど、その内容をもう一度確認させてください。

古屋人事課長 この派遣職員給与費負担金は、派遣で本市が受入れた派遣職員の人件費部分を派遣元に払うというようなものです。令和3年度は、文化スポーツと税務課と山口東京理科大学からも受け入れておりますので、その3名分の負担金ということになります。

岡山明委員 市例規がありますよね。データベース更新が800万円で結構金額が太いものですが、これはいいもんがあるなと思って私も使っています。更新料800万円とあるけど、これは毎年このぐらいの金額が出るんですか。

河田総務課長 委員にも御覧いただいております市の条例ですとか、規則とかを公開しておりますデータベースでございますけれども、これのサーバーを運用して、市民の皆様にも御覧いただくというような費用がもちろん

含まれておりますし、定例会などにおきまして議会で議決いただきました条例改正、これの改め文を全体に溶け込ませて、新しい改正後の内容に編集してシステムに掲載する。あるいは図書館等に配備しております例規集の印刷物を加除するといった経費が全て含まれておりますので、少し高い金額になると思っております。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きましょうか。148ページから151ページの防災費です。151ページにヘリコプターがありますよ。

岡山明委員 この運行の負担金の金額と割合がどのぐらいか確認したいんですけど。

河田総務課長 県の消防防災ヘリコプターを共同で運用しておりまして、各市町で共同運行ということで負担がございますけれども、本市は均等割として30万5,417円、それから市町の人口において分担をしております人口割というのがございまして、こちらが6万1,028人で算出されております。補足させていただきますと、歳入のところになりますけれども、こちらの経費につきましては、県の市町村振興協会から同額の助成がございますので、市としての持ち出しはないと御理解いただければと思います。

長谷川知司分科会長 歳入は何ページですか。

河田総務課長 決算書は107ページになります。実質的に同額の歳入がございますので、差引きで負担がないと御理解いただければと思います。

岡山明委員 ドクターヘリに関して運航費については、県から支出されているということで、市民病院の屋上に付いとるけど、運行とか管理に関しては市の補助はない、全額県の補助の下で運営されているということでは

いですね。

河田総務課長 そのとおりでございます。

伊場勇委員 151ページの一番上です。災害応急工事委託料ですが、件数はどの程度あったのか教えてください。

河田総務課長 昨年度でございますけれども、昨年度は土木課関係が13件、農林水産関係が1件、それから都市計画関係が1件の合計15件の実績がございました。

古豊和恵委員 その下の防災監視カメラというのは、先ほどのカメラと同じことですか。これが2,000万円ですか。

河田総務課長 先ほどの審査対象事業にございました歳出がこちらに計上されておるということでございます。

前田浩司委員 18節の補助及び交付金の中に防災士育成補助金というのがありますけれども、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。（「市内で」と呼ぶ者あり）いや、防災士育成補助金というのが用意してあるんで、そういった対象の方とか防災士に当たるのか、ちょっと何人が教えていただきたいということです。

長谷川知司分科会長 この補助で何人かということですね。

河田総務課長 令和3年度の予算で対象となった、育成した方の人数ということでお答えさせていただきます。合計で7人の方に助成をさせていただいております。

長谷川知司分科会長 その方たちは、紐づけか何かあるわけですか、条件で。

補助金を受けるに当たって、市の行事に参加とか何かそういう条件があれば言ってください。

河田総務課長 市の助成制度を利用して取得された方につきましては、市の事業に御協力いただくということを条件として助成の対象としております。

長谷川知司分科会長 事業内容は結構あるわけですか。

河田総務課長 市が行います各種の防災関係の事業に御参加いただくというような内容となっております。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きましょうか。166ページから171ページです。

岡山明委員 167ページのアスベスト調査委託料は、どのような内容ですか。

河田総務課長 こちらのアスベスト調査委託料でございますけれども、市の本庁舎の本館の屋上の床面にアスベストをして使用している疑いがありましたので、こちらの調査です。それからもう1点、自家用発電機の配管にアスベストが使用されているおそれがございましたので、こちらの2件につきまして調査を行いました。

岡山明委員 そういう調査委託したということで、本庁舎の屋根の部分ともう1か所機器の部分と言われましたけど、その部分の撤去をやらないといけない状況だったんですか。

河田総務課長 工事に着手する前に含まれているかいないか、この内容を判断して工事の内容が変わってまいります。もし万一含まれておりますと、その対応をした工事をしないと工事に従事される方が暴露といった被害を受けてしまいますので、そのようなことがないように事前に含まれて

いるかいないかを調査をするというところでございます。

岡山明委員　今回は決算ですよ。決算ということは、調査のお金を出したんだから、結果が出ているんじゃないんですか。

河田総務課長　調査の結果でございますけれども、含まれていないとなっております。

奥田総務課課長補佐兼総務係長　当調査の結果でございますが、屋上につきましては、調査の結果、検出されませんでした。自家用発電機の排気管からはアスベスト調査の結果、アスベストが検出されましたので、適正に処理をして、産業廃棄物で処理しているところでございます。

宮本政志副分科会長　今の関連で、これはおそれのあるところを調査したのでアスベスト調査委託料でしょう。そうすると、おそれがあるなと思うところは誰がどのように、どうやって選別しているんですか。

河田総務課長　アスベストを使用するような箇所、部材等につきましては、あらかじめ業者と協議しまして、調査した上で、おそれがあるものをリストアップした上で、調査を委託するというような対応をしております。

長谷川知司分科会長　その業者というのは解体に伴う業者ということですね。

田島総務課総務係主任　アスベスト調査につきましては、会長のおっしゃるとおり解体等に伴う撤去処理がある場合に、解体業者と協議いたしまして、その結果、アスベストが混入しているおそれがある場合には、事前に調査を行うということになっております。この度調査しましたアスベスト調査1件について、自家用発電機の排気管からアスベストの検出がありましたけれども、こちらはレベル3の「飛散の可能性が比較的少ないもの」ということで、撤去についても周辺のアスベストを包んでいる管自

体を一緒に撤去していくという形で、飛散性のない形で処理をしております。

笹木慶之委員 169ページの一番下の補償、補填の中で、補償金が13万1,381円出ていますが、これはどういうものでしょうか。

河田総務課長 こちら補償金につきましては、他の部署の所管となりますけれども、指定管理に関する補償になると思いますが、私どもの所管ではございません。

長谷川知司分科会長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）188ページから191ページです。（「なし」と呼ぶ者あり）総務課と人事課に関する歳入で質疑を受け付けます。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということですので、以上で審査番号③の審査を終了します。お疲れ様でした。ここで4時まで休憩いたします。

午後3時48分 休憩

午後4時 再開

長谷川知司分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開します。審査番号④、情報管理課と財政課の担当を行います。134ページから143ページまで、皆様方から質問を受け付けます。最初にちょっと確認するんですが、137ページの委託料、工事請負工事委託料の繰越明許とは何ですか。

山根企画部次長兼情報管理課長 これは情報システム室整備事業です。理由としましては、耐震化改修工事の延伸に伴う繰越明許を行っておりまして、当該年度に実施したということです。

伊場勇委員 工事委託料754万6,220円で、日の出の電線とネットワークのイントラ整備ということで予算が計上されていたと思うんですけど、その結果がどうだったのか説明してください。

山根企画部次長兼情報管理課長 137ページの工事委託料754万6,220円ですが、これは耐震改修工事に伴う情報システム室移設に係る通信回線経費の移設料です。下の繰越明許は、先ほど御説明しました情報システム室整備事業です

伊場勇委員 ネットワーク改修委託料についても説明してください。

山根企画部次長兼情報管理課長 ネットワーク改修委託料582万7,250円ですが、これも耐震改修に伴う情報システム室移設に係る事業です。新たに情報システム室を設けた関係で、内部情報を扱う行政系のネットワークを新別館に持っていったという整備と、窓口で使う住民情報系システムのネットワークも新たに敷設しております。以上の経費です。

伊場勇委員 そうしたら、新しく使えるようになったシステムというのは先ほど説明したので以上ですか。

山根企画部次長兼情報管理課長 それでは、あわせて情報システム室移設に係る耐震化の影響を受けたという部分の決算に係る部分ですけれども、137ページです。全部委託料に係ります。工事委託料754万6,220円は、先ほど説明しました通信回線の移設に係る経費です。一つ飛ばしまして、電算機設置委託料637万3,620円ですが、これはサーバー機やネットワークの通信機器を移設した経費です。続きまして、もう一つ飛ばしていただいて、先ほどのネットワークの改修委託料です。新別館の設置に伴う内部情報系及び住民情報系のネットワーク整備に費やした費用です。そして、繰越明許が情報システム室整備事業になっております。以上が耐震改修情報システム室移設に係る事業全てです。

古豊和恵委員 4, 300万円を掛けて、新しく何か変わったわけですね。

それで市民生活はどのように変わったんですか。4, 300万円を掛けて、市民生活はどのように変わったかを教えてください。

山根企画部次長兼情報管理課長 市民生活と直接的というよりも間接的にはなろうと思います。先ほども少し説明しましたが、住民情報系という窓口に影響するシステムを設置している部屋でして、災害があっても地震があっても、それに耐え得るようなシステム室を整備しましたということになります。なかなか場所を申し上げられないところで、非常に回答しづらいところですけど、以前は、非常によくはない環境でして、それを1階ではなく2階以上に移設し、水害対策、地震対策と併せて情報セキュリティにおいても強化したということで、申し訳ございませんが、間接的な影響です。

長谷川知司分科会長 その下の使用料及び賃借料で、通行料と駐車場というのは何ですか。

山根企画部次長兼情報管理課長 RPAのシナリオ作成のために、柳井市まで出張に行っております。その高速道路代として、この金額を執行しております。駐車料につきましては、別案件になるんですけども、山口自治体クラウドに係る新たなサービスデスクが開設するため、その立入調査のために山口市に伺っております。その駐車料として500円を執行しております。

古豊和恵委員 管路・マンホール使用料47万3,880円ですが、これからずっと使用料が要るんですか。

山根企画部次長兼情報管理課長 このマンホールは、市の光ファイバーケーブルを使うための使用料です。ここを通過して各主要なところに配線してい

る関係上、ずっと市の光イントラケーブルがある以上は、この経費が掛かっていくこととなります。

古豊和恵委員 毎月じゃないですよ、毎年ですよ。毎年この金額が掛かっていくわけですね。

山根企画部次長兼情報管理課長 毎年掛かっていきます。

伊場勇委員 137ページの地方公共団体情報システム機構負担金について、山口電子申請サービスとひもづいたものじゃなくて、これは情報を上げるだけのものですか。この申請サービスは、自分のパソコンから申請手続とかができるものなんですけど、これに係る負担金ということですか。その辺ちょっと教えてください。

山根企画部次長兼情報管理課長 425万3,000円の内訳ですが、まず地方公共団体情報システム機構、これはJ-LISと言うんですけども、総務省の外郭団体です。その年会費として、1年間9万円を支出しております。この会員になることによって住所辞書のデータが下りてくる。全国で異動のあった住所を取得することができるようになっております。この年会費です。そして、自治体中間サーバープラットフォーム運用経費として309万9,000円を支出しております。これは、マイナンバー情報連携をする上において、J-LISが設置しました中間サーバーという形になります。当市にはこのサーバーはないんですけども、クラウド化されているものの運営負担金です。もう一つ、中間サーバーに関わる構築負担金を支出しております、106万4,000円です。これは中間サーバープラットフォームが更新を迎える時期に当たりまして、構築の負担金として106万4,000円を支出しております。これは全額10分の10が国費になっておりますので、歳入として入ってきている金額です。

長谷川知司分科会長 ほかにはありませんか。143ページまでです。ちょっと飛びますけど141ページ、14工事請負費とは何ですか。

磯山財政課管財係長 こちらは港町市有地で、伸宏保育園の横にある東側の土地になります。今年度事業で売却のために調査等を行うための予算を頂いたんですけども、そこに遊具等がありましたので、売却のために撤去等を行わせていただいた費用となります。

長谷川知司分科会長 それは売れたんですか。今から売るんですか。

磯山財政課管財係長 今年度予算で調査している最中です。今年度、競売に掛ける予定でもあります。

伊場勇委員 141ページの下の積立金のところで、減債基金積立金と退職手当基金積立金とありますが、これは補正で出していただいたものだと思うんですが、数字の根拠等を説明してください。

山本財政課長 減債基金4億9,650万円程度ですが、このうちの1億円につきましては、まず前年度の剰余金の処分として積み立てます。それから、更に剰余金として5,000万円を後の補正で積立金として追加計上したものと、それとは別に令和3年度の普通交付税の追加算定の中で、将来の臨時財政対策債の償還費として措置された3億4,659万4,000円を、将来そういった財源に充てようということで、減債基金に積みました。それから残りの5,658円になるんですけども、これは利息として積み立てております。これがまず減債基金の内訳になります。それから退職手当基金ですが、これは二度に分けて予算措置、補正をしたかなと思っていますけど、2億1,000万円については、将来的な退職手当の将来負担に備えるために積み立てるということで積みさせていただいた額になっています。それから、残りの7,385円は利息になります。

長谷川知司分科会長 同じ141ページの積立金ですが、一般廃棄物処理施設等整備基金積立金の8円はどういうことですか。利息ですか。

山本財政課長 利息です。

笹木慶之委員 これは直接決算ではないかもしれんけれども、労働施設積立金のことです。勤労青少年ホーム等が廃止になりますよね。小野田はどうかは分かりませんが、しかし、この方向性というのは極めていろいろと問題が今後出てきますよね。これは残していくつもりなんですか。現状では言えんのかな。

山本財政課長 今お尋ねなのは、山陽勤労青少年ホームのことかなと思いますけども、一応すぐに解体が難しかったので、安全措置として中に入れないように周囲を囲っていますけども、市として行く行くは解体に向けて準備を進めたいと考えているところです。

笹木慶之委員 そうなると、この基金の意味合いがなくなってくるんじゃないかと思うんですよね。この積立金というのは、もともとは労働施設、元をたせば昔地区労というのがあった、それとの関係で労働者保護の立場から、そういったものを補っていくために基金制度を設けて運用していくというのがこの制度の趣旨だったと思うんですけど、現状はその目的がかなり薄れてきているわけです。その一つに、勤労青少年ホームというのがあって、ここを利用して皆さん方が活動しておられたというか、その基地がなくなってしまうということになれば、この基金の意味合いが薄れてくるんじゃないかと思うんですよ。それについては、まだそこまで考えておられんのかな。

山本財政課長 そうですね。労働施設ということになると、もう一つ労働会館もあります。行く行く、例えばこの条例上、この基金の設置の意義が薄

れたということになれば、それなりの対応も将来的には必要になるかな
と思っていますが、今のところ、まだ勤労青少年ホームだけではないと
理解しています。

長谷川知司分科会長 143ページまでですが、ありませんか。（「なし」と
呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。168ページから171ページ
まで。

伊場勇委員 169ページの12節工事委託料について、その下の17節機械
器具費も連動してくるのかなと思います。補正で言っていたと思
うんですけど、その内容について確認させてください。

山根企画部次長兼情報管理課長 情報管理課分の一部の説明になろうと思いま
す。まず、12節委託料です。工事委託料として、6月補正でウェブ会
議のネットワーク整備として補正させていただきました。理由としまし
ては、整備がほとんど進んでいたんですが、小規模会議室や相談室の小
さな場所もネットワークの整備をすると。たくさんの職員でウェブ会議
というよりは、こじんまりと行う形式、1人あるいは2人のウェブ会議
が増えてきたというところで、7か所増設させていただいています。そ
れに情報管理課として79万2,000円支出しております。備品購入
費ですが、機械器具費として、6月補正で大型モニターを4台分として
89万7,519円、そして10月の補正としまして、パソコンとタブ
レットを計20台ほど追加させていただいており、これが327万8,
000円となっております。情報管理課としては、417万5,519
円支出しております。

笹木慶之委員 先ほど聞いたら、これは総務文教常任委員会所管じゃないとい
うことやったんですが、169ページの一番下の補償、補填の中の補償
金は何でしょうか。

野原財政課財政係長 こちらの補償金につきましては、指定管理の補償金となります。こちらは恐らく民福の管轄になろうかと思えます。きららガラス未来館への補償金になりますので、文化スポーツ振興課が担当となっております。

長谷川知司分科会長 では、366ページから369ページまで。予備費。

笹木慶之委員 基本的な考え方についてお尋ねしますが、予備費の充用というのが非常に広目的に多く、金額的にもかなり大きなものになっていて、本来あるべき姿ではないと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

山本財政課長 予備費の執行額というのは、割と年度によってばらつきがあります。どうしても災害などが多いと金額が膨れやすいところにはなるんですけど、令和3年度は災害というよりも公共施設の老朽化がかなり進んでいまして、どうしてもエアコンであるとか、ちょっと待ったを掛けられないような修繕が多く発生しました。その関係で割と1件当たりの修繕料が大きいものが数件出ましたので、その辺りが大きなウエートを占めているかなと思っています。執行額、この予備費が大きいか、大きくないかは、ちょっと私も判断しかねるところがあるんですけども、これはずっと過去からこの5,000万円という金額でやってきているかなと思っていますので、今のところ適正な範囲と理解しております。

笹木慶之委員 担当課長はそのように言われますが、原則的には、やはり予備費の充用というのは慎むべきものだと思っておりますので、やむを得ん場合があることも承知しておりますけれど、やはり予算執行主義という原則を貫いた財政運営をしてほしいということをお願いしたいと思います。

岡山明委員 ちょっと違うかもしれんですけど、今回駐車場の関係で、パンクじゃないけどタイヤの破損というのが出ていると思うんです。これは、

予備費を使われているんですか。監視カメラとかも新たに設置されているんですけど、その辺はこの予算なんですか。

磯山財政課管財係長 車のパンクの修理費に限りましては、うちの修繕料で賄えましたので、そちらを充てさせてもらっております。カメラの設置とかは総務課の分野となりますので、こちらでのお答えは控えさせていただきます。

山本財政課長 ちょっと補足させていただきますと、パンク事件があったときに庁舎の防犯体制を強化するということでカメラを設置し直しました。その経費については、予備費にて対応しております。

長谷川知司分科会長 さっきのタイヤの修繕というのは、どれぐらいか、何ページに載っていますか。

磯山財政課管財係長 金額としては38万1,370円が被害総額となっております。139ページの修繕料186万6,567円の中に入っておりますので、ちょっと分かりにくいかと思いますが、その中で賄えました。

長谷川知司分科会長 139ページの財政管理費、下から2番目の修繕料の中に入っているということですね。では、最後になりますが、歳入です。54ページから61ページまで。

古豊和恵委員 56ページの一番上の、特別とん譲与税とは何ですか。

山本財政課長 特別とん譲与税というのは、外国の貿易船が入港した際に、1トン当たり幾らという形で納税するようになっています。これは、国が一旦一括して、地方分も合わせて徴収するんですけども、それが本市に入ってくると。具体的には、小野田の沖合にシーバースという施設がありまして、石油のタンカーがそこに接岸してオイルを下ろしていくとい

うことがあり、宇部市と山陽小野田市で折半という形になっていますので、その2分の1が入ってくるというものです。

笹木慶之委員 財政課長が、この間の決算の説明の中で、法人事業税交付金につきましては、交付額が平年度化したことなどからという言い方をされたんです。額が平年度化したということは、この額は将来にわたって確保できると見込んだということなんですか。

山本財政課長 事業税交付金は、令和2年度から実際には始まって、市に入るようになりまして、県に入ってくる法人事業税の一定割合が市町に交付されるわけですが、その割合というのが、初年度が3.4%だったんですけれども、令和2年度以降は7.7%になっていますので、令和3年度からは7.7%が適用されて入ってくるということで、そういった意味でちょっと税率というか、その配分の比率が令和3年度から一つ上がるということで平年度化という表現をさせていただいています。ただし、その基となる法人事業税自体が変動すれば、当然市町に入ってくる額も変動しますので、この額が保障されているという意味合いではありません。

笹木慶之委員 それで今申し上げたのは、あなたがおっしゃったのは交付額が平年度化したと言われたんですよ。それでおかしいなと思った。その率が平年度化されたというのは分かるんだけど、それにちょっと疑問を持ったわけ。だから、それなら率のように変えておかないと、考え方が違ってくるんじゃないかと思う。それからもう1点、消費税交付金については、税率引き上げの影響が平年度化したと。これは一応消費税については、これで当面収まったと見られたわけね。税率がということですね。いや、そこを確認しておかないと、財政計画に関わってくる問題だと思ったから。我々はこだわったわけじゃないけど。だから、最初は額を固定されたからおかしいなと思って、そうじゃなしに率でしょ。交付率が定まったということでしょ。

山本財政課長 事業税に関しては、委員がおっしゃるように、額がということではなくて、その基になる率が引き上がったということなので、言葉が不適切だと言われれば、ちょっとそういうところもあったかなと思っておりますが、消費税交付金については、私が申し上げたとおりです。

伊場勇委員 ゴルフ場利用税について、予想より650万円ぐらい増えているんですが、この見込みはいかがでしょうか。

山本財政課長 令和2年度は、コロナの影響もあって一旦落ち込みました。それを受けて、令和3年度の予算を設定したところです。幸いにも回復と言っていいのかちょっと分かりませんが、コロナ禍において、一説では、ゴルフの存在が外で自由にできるというような価値が見直されて、ゴルフ人口が増えているんじゃないかという話もあります。いずれにしても延べ数でプレー数が増えたということだと理解していただいて、ただこれが、今後、どの程度続くのかというのは、ちょっと今後の推移を見つけないと何とも言えないかなと思っております。

長谷川知司分科会長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入も含めて、審査番号④の審査をこれで終わります。どうもお疲れ様でした。なお、まだ時間内ですが、次に入ると途中になるということと、台風が近づいておりますので、今日の分科会の審査はこれで終了します。どうもお疲れ様でした。

午後4時38分 閉会

令和4年（2022年）9月5日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 長谷川 知 司